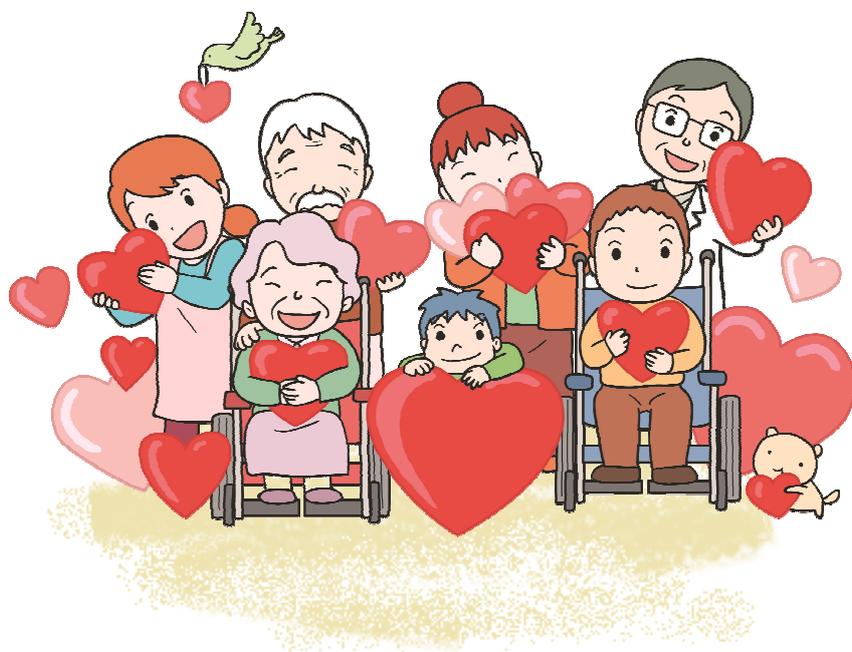


# 第2次 一宮市障害者基本計画

だれもが人格と個性を尊重し  
支え合う共生のまち 一宮

H28 ▶▶▶ H32



平成28年3月

一宮市



# はじめに



平成 19 年 3 月に、一宮市障害者基本計画（平成 18 年度～27 年度）を策定した後、障害のある人を取り巻く環境は、大きな変革を遂げています。障害者権利条約の批准に向け、国全体として、障害者福祉の様々な制度改正や国内法の整備が行われました。

それを踏まえ、市の障害者施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「第 2 次一宮市障害者基本計画」（平成 28 年度～32 年度）を策定しました。

計画策定にあたっては、前計画で掲げました基本理念「だれもが人格と個性を尊重し支え合う共生のまち一宮」を継承し、前回計画における実績の評価・分析を行うとともに、第 4 期一宮市障害福祉計画の策定時に実施した障害がある当事者や障害者団体・障害福祉サービス事業者へのアンケートやヒアリングを総合的な観点から再分析し、課題を整理しました。また、学識経験者、障害福祉に関わる関係機関の代表者、障害のある当事者及び団体の方、公募による市民の方に第 2 次障害者基本計画策定委員会の委員としてご参加いただき、幅広い視野と専門的見地で、活発なご議論をいただきました。

この計画を推進していくためには、障害のある方はもとより、家族や地域、行政、事業者、関係機関などが一体となって取り組む必要があります。市民の皆様はじめ、事業者、企業など関係団体のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、この計画策定に参画していただきました策定委員の皆様はじめ、貴重なご意見、ご提言を賜りました多くの市民の皆様に、心よりお礼を申し上げます。

平成 28 年 3 月

一宮市長 中野 正康

## 【目次】

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景と趣旨.....	1
(1) 国の動向.....	1
(2) 計画策定の趣旨.....	2
2 計画の位置づけ.....	3
(1) 計画の法的根拠と障害福祉計画との関連.....	3
(2) 計画の位置づけ.....	3
3 計画の期間.....	3
4 国の障害者基本計画（第3次）のポイント.....	4
第2章 一宮市の障害のある人の現状と今後の方向性.....	5
1 障害のある人の状況.....	5
(1) 障害者手帳所持者の状況.....	5
(2) 身体障害者手帳所持者の状況.....	8
(3) 療育手帳所持者の状況.....	9
(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況.....	10
(5) 難病患者の状況.....	11
2 障害のある子どもの状況.....	12
(1) 障害児保育の状況.....	12
(2) 児童発達支援等利用者の状況.....	12
(3) 特別支援学級、特別支援学校通学者の状況.....	13
3 障害のある人の就労の状況.....	15
4 現状の課題と今後の方向性.....	17
(1) 障害のある人の権利の尊重について.....	17
(2) 障害のある人に対する理解について.....	19
(3) 相談支援・情報提供について.....	21
(4) 健康・医療について.....	23
(5) 障害のある子どもについて.....	24
(6) 障害のある人の雇用・就労について.....	26
(7) 障害のある人の地域生活について.....	28
(8) 防災対策について.....	30
第3章 計画の基本的な考え方.....	32
1 計画の基本理念.....	32
2 重点戦略.....	33
3 施策の体系.....	34

第4章 施策の展開	36
基本目標1 障害のある人の権利の尊重	36
施策1 合理的配慮の理念の浸透	36
施策2 障害のある人の権利擁護の推進	37
基本目標2 障害のある人への理解の浸透	38
施策1 障害についての理解を深める啓発活動の推進	38
施策2 福祉教育の推進	39
施策3 関係団体やボランティア、当事者団体への支援	40
基本目標3 すき間のない相談支援・情報提供体制の整備	41
施策1 相談支援体制の整備	41
施策2 関係機関のネットワーク化の推進	42
施策3 情報提供体制の整備と情報のバリアフリー化の推進	43
施策4 手帳非所持者への情報提供等の支援	43
基本目標4 健康づくりと医療費助成の推進	44
施策1 障害の発生予防と早期発見に向けた健康管理への支援	44
施策2 こころの健康づくりの促進	45
施策3 医療費助成の推進	45
基本目標5 子どもが自分らしく成長できる療育・保育・教育環境の整備	46
施策1 障害の早期発見と早期療育の体制の整備	46
施策2 ライフステージに応じた切れ目のない支援に向けた支援機関のネットワーク化	48
施策3 障害のある子どもに対する保育・教育環境の整備	48
基本目標6 障害のある人の雇用・就労の支援	50
施策1 障害のある人の就労支援	50
施策2 障害のある人の就労の定着に向けた支援	51
施策3 障害者就労施設等における工賃の確保	51
基本目標7 障害のある人の地域生活を支える支援の充実	53
施策1 住まいの場の充実	53
施策2 日常生活を支えるサービスの充実と利用の円滑化	54
施策3 人にやさしいまちづくりの推進	55
施策4 障害のある人の社会参加への支援	55
施策5 経済的な安定に向けた支援	57
施策6 余暇活動の支援	58
基本目標8 災害時における障害のある人への支援	59
施策1 防災意識の向上	59
施策2 避難行動要支援者の把握と支援体制の確立	60
施策3 避難所生活への配慮	60

第5章 計画の推進に向けて.....	61
1 計画の推進体制.....	61
(1) 庁内の連携体制の整備.....	61
(2) 国や県、近隣市町との連携.....	61
(3) 計画の市民への周知と、団体・関係機関等との連携.....	61
2 計画の進捗管理.....	62
資料編.....	63
1 計画の策定体制.....	63
2 計画の策定経過.....	63
3 一宮市障害者基本計画策定委員会設置要綱.....	64
4 策定委員名簿.....	65
5 第2次一宮市障害者基本計画検討委員会設置要綱.....	66
6 用語解説.....	67

■本計画で使用する法律名等の略称

法律名等	略 称
障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律	障害者虐待防止法
国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律	障害者優先調達推進法
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	障害者総合支援法
障害者の雇用の促進等に関する法律	障害者雇用促進法
障害者の権利に関する条約	障害者権利条約
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	障害者差別解消法

「障害」の表記について

他の自治体や一部の企業において、「障害」の表記を「障がい」としているところがあります。前回の障害者基本計画策定後、平成22年11月、「障害」の表記については、国の障がい者制度改革推進会議の「『障害』の表記に関する作業チーム」により、広範な関係者からのヒアリングの上検討がなされましたが、結果は、「様々な主体がそれぞれの考えに基づき、『障害』について様々な表記を用いており、法令等における『障害』の表記について、現時点において新たに特定のものに決定することは困難であると言わざるを得ない。法令等における『障害』の表記については、当面、現状の『障害』を用いることとし、今後、制度改革の集中期間内を目途に一定の結論を得ることを目指すべきである。」というものでした。

現在のところ、新しい見解が出ておらず、今回の基本計画策定の中での議論も、様々な意見が出され、「新たに特定のものに決定することは困難である」状況であったことを踏まえて、表記の変更はせず「障害」とすることとしました。

## 1 計画策定の背景と趣旨

## (1) 国の動向

国では、平成18年の障害者自立支援法の施行を端緒に、障害者福祉向上のための様々な制度改正や環境整備が行われてきました。特に障害者権利条約の批准（平成26年1月）に向けては、制度的な整備から、障害のある人の範囲の見直しなど意識面・行動面の改革まで、国全体をあげた大きな変革がなされています。

## ■障害者自立支援法施行以降の国の動き

## 障がい者制度改革推進本部の設置（平成21年12月8日閣議決定）

- ・障害者の権利に関する条約の締結に必要な国内法の整備等、障害のある人にかかる各種制度に関する検討を進めるため設置される。
- ・当面5年間で障害者の制度にかかる改革の集中期間と位置づけられる。

## 【各種国内法の整備】

- **障害者自立支援法の一部改正**（平成22年12月3日成立、同年12月10日施行 ※一部を除く）
  - ・利用者負担の見直し、障害者の範囲の見直し（発達障害が障害の範囲に加えられる）などの改正がなされる。

- **障害者虐待防止法の制定**（平成23年6月17日成立、平成24年10月1日施行）
  - ・障害者虐待を発見した場合の通報の義務化や、市町村障害者虐待防止センターの設置などが規定される。

- **障害者基本法の一部改正**（平成23年7月29日成立、同年8月5日施行 ※一部を除く）
  - ・目的規定や障害のある人の定義の見直し、社会的な障壁を取り除くための配慮を行政などに求める内容が盛り込まれる。

## 法の目的

## 共生社会の実現

## 地域における共生等

- ・社会参加の機会の確保
- ・生活の場の選択の機会の確保
- ・意思疎通手段及び情報取得手段の選択の機会の確保

## 差別の禁止

- ・障害を理由とする差別の禁止
- ・合理的配慮に基づく社会的障壁の除去
- ・差別禁止のための情報収集、整理及び提供

- **障害者優先調達推進法の制定**（平成24年6月20日成立、平成25年4月1日施行）
  - ・障害者就労施設等の受注機会の確保を図るため、地方公共団体等に、受注機会増大のための措置を講ずることが努力義務化される。

- **障害者総合支援法の制定**（平成24年6月20日成立、平成25年4月1日施行 ※一部を除く）
  - ・障害者基本法の一部改正の理念を踏まえた目的規定の改正や、障害者の範囲の見直し（難病が障害者の範囲に加えられる）などの内容が盛り込まれる。

## 法の趣旨

## 共生の実現に向けた新たな障害保健福祉施策を講ずる

## 理念

日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われること

- **障害者差別解消法の制定**（平成25年6月19日成立、平成28年4月1日施行 ※一部を除く）
  - ・障害のある人の差別解消に向け、差別的取扱いの禁止や合理的配慮の不提供の禁止が盛り込まれる。
  - ※雇用関係における障害者差別禁止、合理的配慮の提供については、障害者雇用促進法に委ねられている。

## 障害者権利条約の批准書寄託（平成26年1月20日）

- ・平成25年12月4日に国会で承認を受け、平成26年1月20日に批准書を寄託、平成26年2月19日から効力を生ずる。

## (2) 計画策定の趣旨

本市では、平成10年に一宮市障害者基本計画を策定し、障害のある人の福祉向上に努めてきました。その後、平成17年4月に尾西市及び木曽川町と合併し、新しい一宮市が誕生したことを契機として、改めて一宮市障害者基本計画を策定しました。

現在、障害のある人を取り巻く環境は、国全体で大きな転換期を迎えています。本市でも国の障害者制度の動向を加味したさらなる障害者施策を展開していく必要があります。

そこで本市は、これまで推進してきた一宮市障害者基本計画の施策・事業の進捗状況を振り返るとともに、障害の有無に関わらず、すべての市民が支え合い・助け合いながら生活できる共生社会の実現を意識できるよう、本計画を策定しました。

■国・県の動向と一宮市の動向(年表)

年	国の動向		県の動向		一宮市の動向		
H18	障害者自立支援法スタート	障害者基本計画(第2次) (H15～24)	重点施策実施 5か年計画 (H15～19)	第1期愛知県 障害福祉計画	21世紀あいち福祉ビジョン (H13～22)	第1期一宮市 障害福祉計画	一宮市障害者基本計画
H19	障害者権利条約署名						
H20	児童福祉法の改正		重点施策実施5か年計画	第2期愛知県 障害福祉計画	あいち健康福祉ビジョン	第2期一宮市 障害福祉計画	
H21	障がい者制度改革						
H22	障害者自立支援法一部改正(12月施行)			第3期愛知県 障害福祉計画		第3期一宮市 障害福祉計画	
H23	障害者基本法の一部改正(8月施行)						
H24	児童福祉法一部改正(4月施行) 障害者虐待防止法(10月施行)	障害者基本計画(第3次)	第4期愛知県 障害福祉計画	次期計画	第4期一宮市 障害福祉計画		
H25	障害者総合支援法(4月施行) 障害者優先調達推進法(4月施行)						
H26	障害者権利条約批准						
H27		次期計画	次期計画	次期計画	第2次一宮市障害者基本計画		
H28	障害者差別解消法(4月施行予定) 障害者雇用促進法一部改正(4月施行予定)						
H29							
H30							
H31							
H32							

## 2 計画の位置づけ

### (1) 計画の法的根拠と障害福祉計画との関連

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画として位置づけられるものであり、市の障害者施策の総合的かつ計画的な推進を図るための理念や方針、施策・事業を定める計画です。

また、平成27年3月に策定した第4期一宮市障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づく市町村障害福祉計画として位置づけられるものであり、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を図るための供給見込み量や確保策を定める計画です。

両計画は、相互に密接な関係があり、関連して施策を進めていかなければならないことから、本計画の策定にあたっては、第4期一宮市障害福祉計画の趣旨・目的を踏まえて策定します。

### (2) 計画の位置づけ

本計画は、市の最上位計画となる一宮市総合計画をはじめ、一宮市高齢者福祉計画、一宮市子ども・子育て支援事業計画、健康日本21いちのみや計画といった、本市における保健・福祉等に関連する他の計画との整合を保ちながら策定します。

## 3 計画の期間

本計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。なお、計画期間中であっても、社会情勢の変化等を踏まえ、見直しの必要性がある場合は柔軟に対応するものとします。

	H 25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	
総合計画	第6次 (後期基本計画)			第7次計画												
障害者 基本計画				第2次計画 (本計画)					次期計画							
障害福祉計画			第4期		第5期											

## 4 国の障害者基本計画（第3次）のポイント

国では、障害者基本法に基づき、平成25年9月に障害者基本計画（第3次）を策定しました。

この計画では、障害者基本法の改正を踏まえた基本理念、基本原則が盛り込まれるとともに、「安全・安心」「差別の解消及び権利擁護の推進」「行政サービス等における配慮」の新たな分野が創設されています。

本計画においても、国の障害者基本計画（第3次）の基本的な考え方や、新規の施策を反映しています。

### ■国の障害者基本計画（第3次）のポイント

#### ①障害者施策の基本原則等の見直し

障害者基本法改正（平成23年）を踏まえ施策の基本原則を見直し（①地域社会における共生等、②差別の禁止、③国際的協調）。また、施策の横断的視点として、障害者の自己決定の尊重を明記

#### ②計画期間の見直し

制度や経済社会情勢の変化が激しいことを踏まえ、従来10年だった計画期間を5年（平成25年度～平成29年度）に見直し

#### ③施策分野の新設

障害者基本法改正、障害者差別解消法の制定（平成25年）を踏まえ、以下の3つの分野を新設

##### 安全・安心

防災、東日本大震災からの復興、防犯、消費者保護 等

##### 差別の解消及び権利擁護の推進

障害を理由とする差別の解消の推進、障害者虐待の防止 等

##### 行政サービス等における配慮

選挙等及び司法手続等における配慮 等

#### ④既存分野の施策の見直し

基本法改正や新規立法等を踏まえた既存施策の充実・見直し

- ・障害児・者のニーズに応じた福祉サービスの充実
- ・精神障害者の地域移行の推進
- ・新たな就学先決定の仕組みの構築
- ・障害者雇用の促進及び就労支援の充実
- ・優先調達の推進等による福祉的就労の底上げ
- ・障害者権利条約の早期締結に向けた手続の推進 等

#### ⑤成果目標の設定

計画の実行性を確保するため、合計45の事項について成果目標を設定

#### ⑥計画の推進体制の強化

障害者基本法に基づく障害者政策委員会による実施状況の評価・監視等を明記。障害者施策に関する情報・データの充実を推進

1 障害のある人の状況

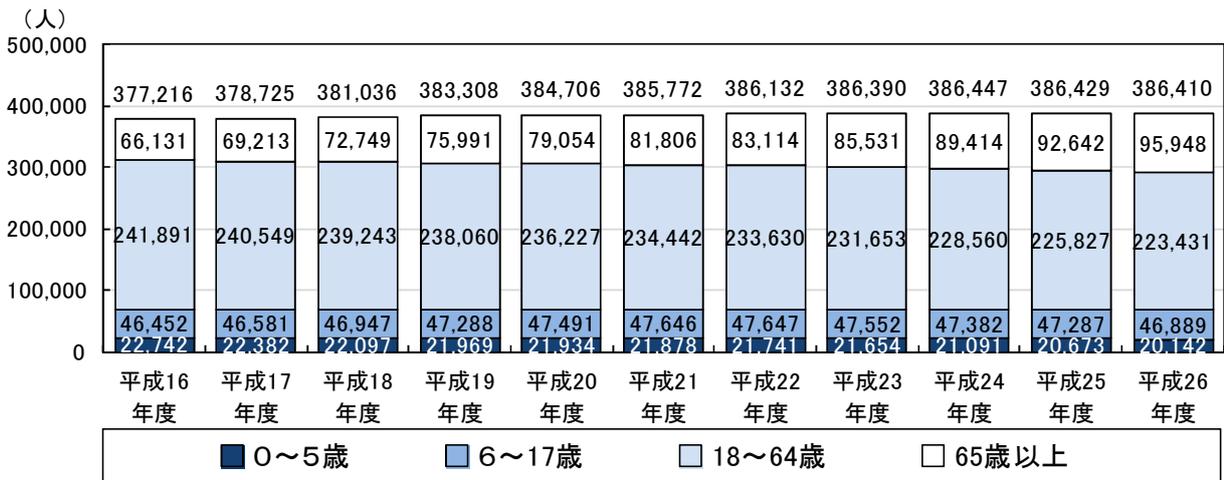
(1) 障害者手帳所持者の状況

①人口の推移

平成16年度から24年度にかけて、本市の総人口は継続的に増加を続けてきましたが、平成24年度以降は減少に転じており、平成26年度時点で386,410人となっています。

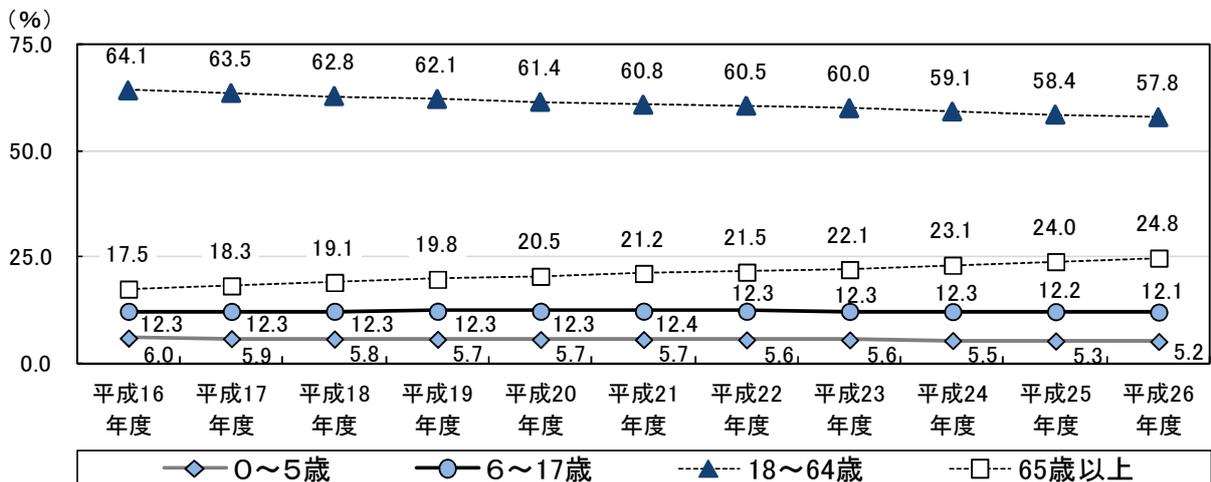
年齢4区分別人口割合の推移をみると、65歳以上の高齢者人口を除いたすべての年齢区分で減少しており、全国的な動向と同様、少子高齢化が進んでいることがわかります。

■年齢4区分別人口の推移



資料：市民課（各年度末現在）

■年齢4区分別人口割合の推移

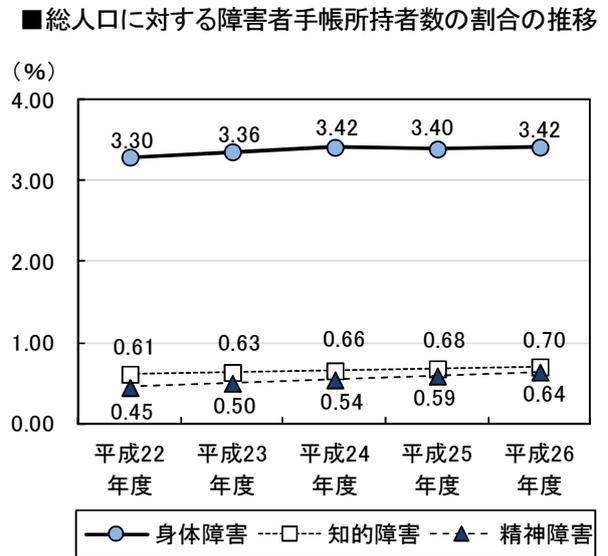
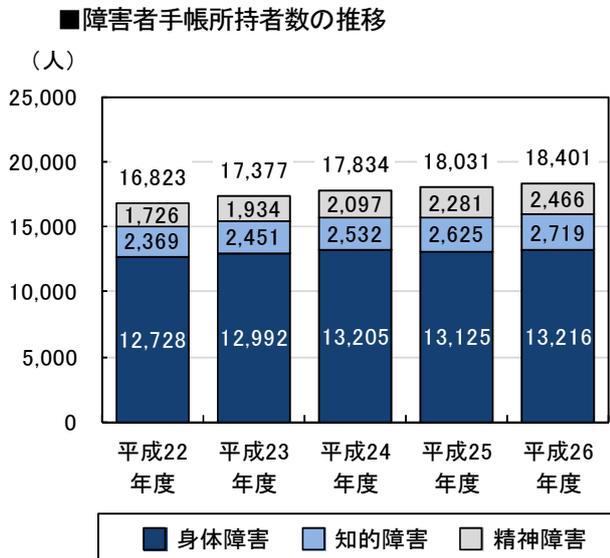


資料：市民課（各年度末現在）

※端数処理の関係上、合計が100%にならない箇所がある。

## ②障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者数の推移をみると、平成22年度から26年度にかけて、いずれの障害でも増加していますが、中でも、精神障害が最も高い伸び率となっています。



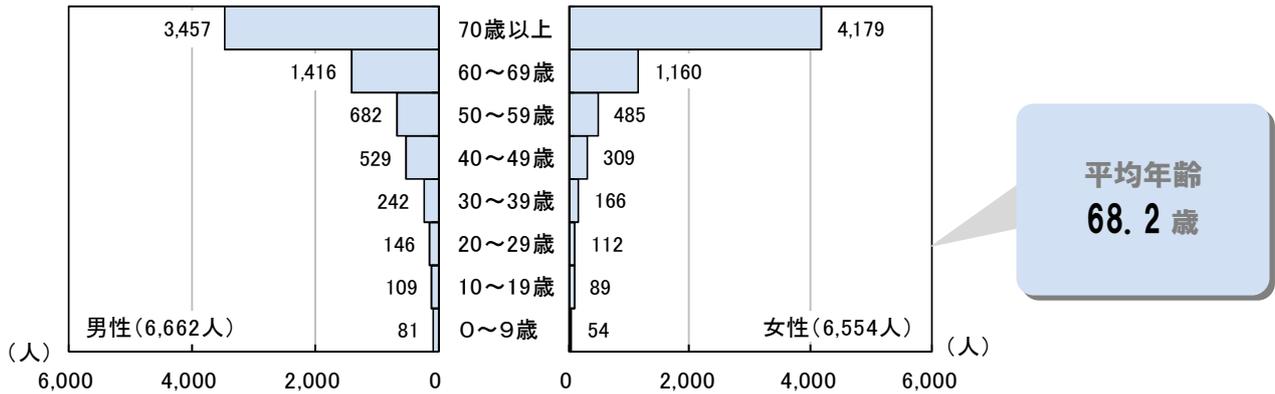
資料：福祉課（各年度末現在）

グラフ中の表記について、「身体障害」は「身体障害者手帳所持者」を、「知的障害」は「療育手帳所持者」を、「精神障害」は「精神障害者保健福祉手帳所持者」を示します。

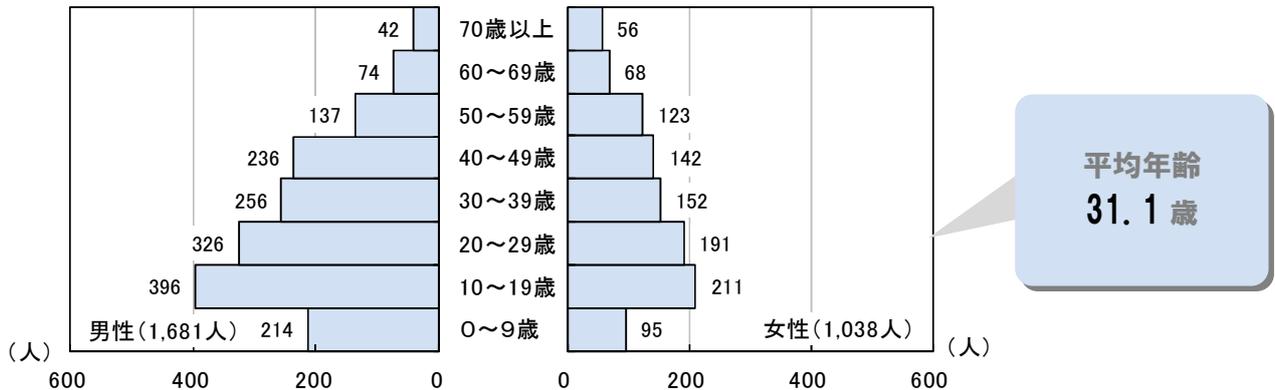
### ③障害者手帳所持者の年齢分布

平成 26 年度の各障害の男女別年齢分布をみると、身体障害では年齢層が高く、60 歳以上の人が多くなっています。知的障害では 10 歳代が最も多く、精神障害では 40 歳代が多くなっています。

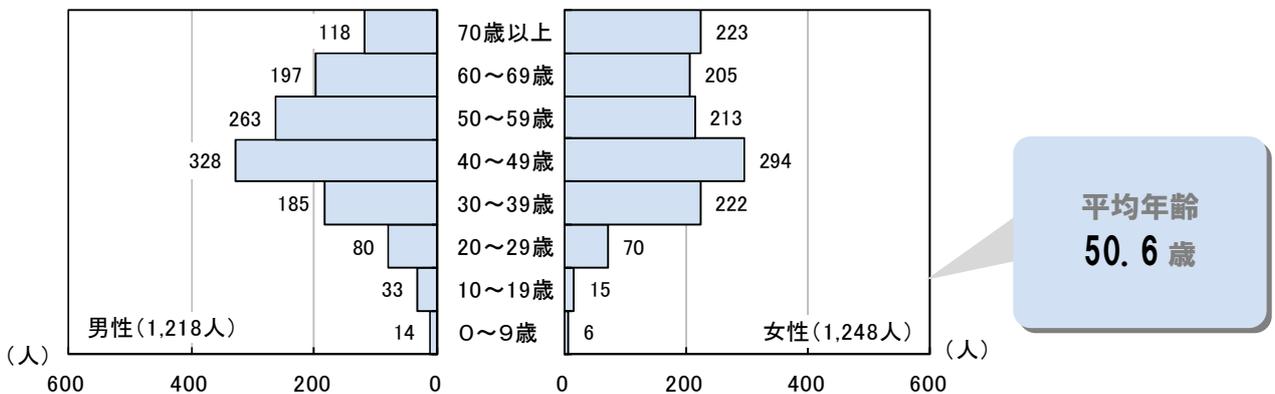
■身体障害の男女別年齢分布



■知的障害の男女別年齢分布



■精神障害の男女別年齢分布



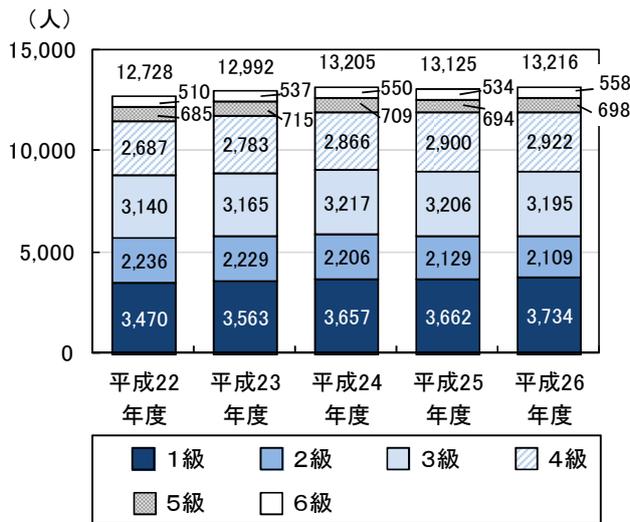
資料：福祉課（平成 26 年度末現在）

## (2) 身体障害者手帳所持者の状況

等級別身体障害者数の推移をみると、最重度である1級が最も多く、年々増加しています。また、比較的軽度である4級から6級は、数は多くないものの、増加割合が高くなっています。

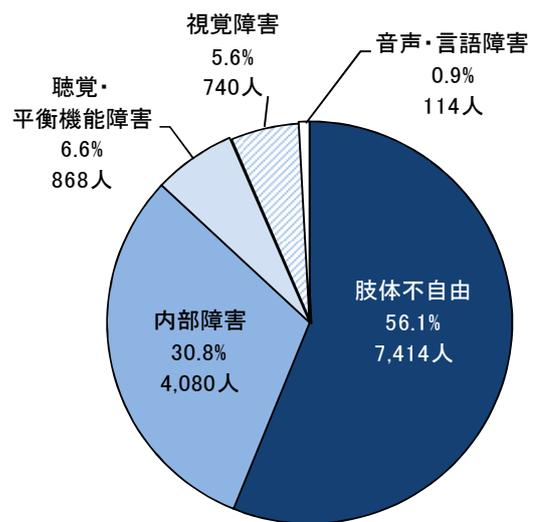
平成26年度の身体障害者の状況を障害種別にみると、肢体不自由が最も多く、次いで内部障害が多くなっています。

■等級別身体障害者数の推移



資料：福祉課（各年度末現在）

■障害種別割合



資料：福祉課（平成26年度末現在）

### 内部障害とは？

内部障害とは、心臓、腎臓、呼吸器など、生命を維持していくための機能が低下している状態のことを言い、近年では高齢化の影響などから増加傾向にあります。

内部障害の特徴のひとつに、外見からは障害があることがわかりにくいために誤解を受けやすいことがあげられます。そのために発行されているのが、内部障害があることを示す「ハート・プラス・マーク」です。

電車などの優先席に座りたい、近辺での携帯電話使用を控えてほしい、障害者用駐車スペースに停めたい…内部障害の人にそのような希望があることを知ってもらうためのマークです。このマークを身に付けている方を見かけた場合には、内部障害への配慮についてご理解、ご協力をお願いいたします。

■ハート・プラス・マーク

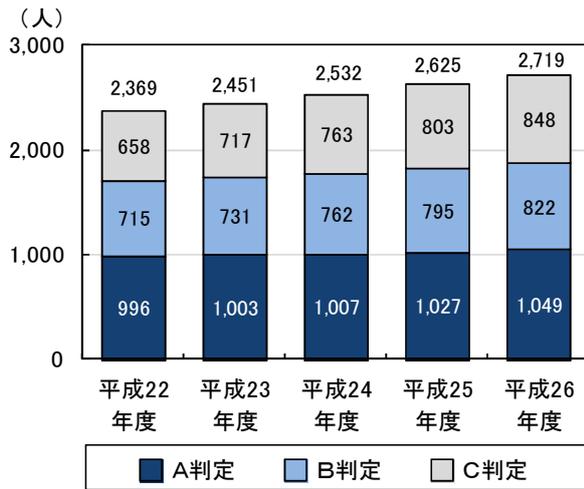


### (3) 療育手帳所持者の状況

判定別知的障害者数の推移をみると、最重度であるA判定が最も多く、年々増加しています。また、比較的軽度であるC判定で最も増加率が高くなっています。

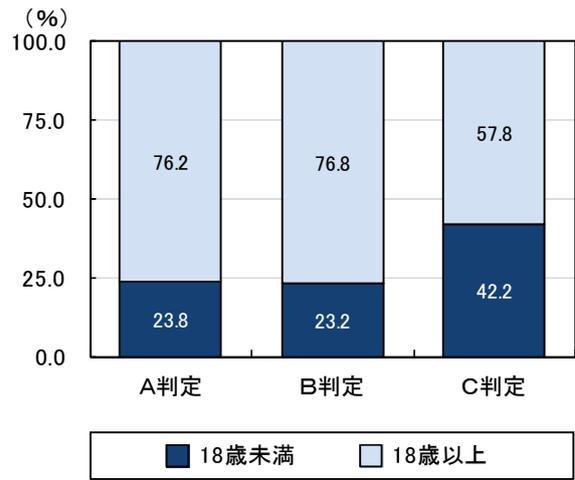
平成26年度の知的障害者の判定別年齢内訳をみると、C判定で18歳未満の割合が高くなっています。

■判定別知的障害者数の推移



資料：福祉課（各年度末現在）

■判定別年齢内訳



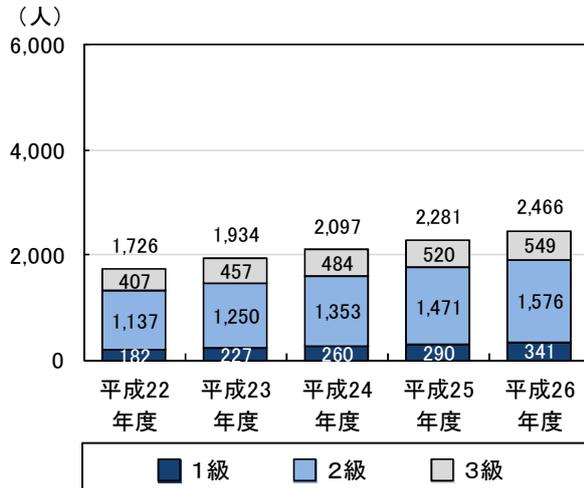
資料：福祉課（平成26年度末現在）

## (4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

等級別精神障害者数の推移をみると、2級が最も多くなっています。

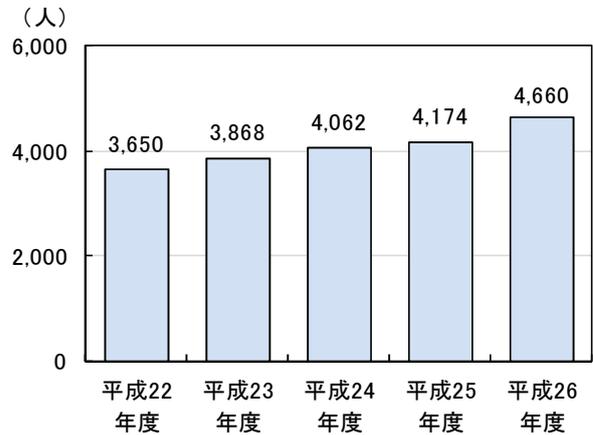
自立支援医療（精神通院）受給者は、年々増加しています。

■ 等級別精神障害者数の推移



資料：愛知県精神保健福祉センター（各年度末現在）

■ 自立支援医療（精神通院）受給者数の推移



資料：愛知県精神保健福祉センター（各年度末現在）

### 自立支援医療とは？

自立支援医療は「精神通院医療」「更生医療」「育成医療」の3つに分類されます。

「精神通院医療」は、精神障害者保健福祉手帳を所持していない人でも受けられるため、精神通院医療受給者数をみることで、手帳を所持している人以外にも、精神的な病気を抱えている人がどれくらいいるかを知ることができます。

#### ■ 自立支援医療の対象者

**精神通院医療**…精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する統合失調症などの精神疾患を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する者

**更生医療**…身体障害者福祉法に基づき身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者（18歳以上）

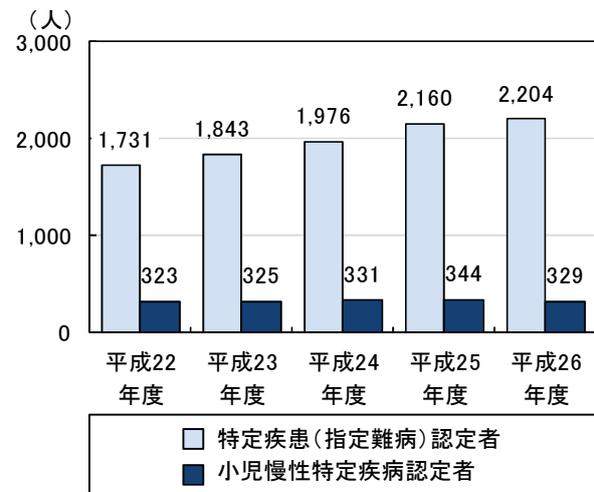
**育成医療**…身体に障害を有する児童、またはそのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患がある児童で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者（18歳未満）

## (5) 難病患者の状況

原因不明で、治療方法が確定していない疾病は難病といわれます。その中でも、医療費が高額となるもの、良質かつ適切な医療の確保を図る必要性が高いものなどについては、特定疾患（指定難病）、小児慢性特定疾病として医療費の助成が行われています。

特定疾患（指定難病）認定者は増加しています。

■ 特定疾患（指定難病）・小児慢性特定疾病認定者数の推移



資料：一宮保健所（各年度末現在）

平成 27 年1月から、難病や子どもの慢性疾患に対する医療費助成の制度が改正されたことにより、平成 26 年度の実績である 2,204 人は、新たな医療費助成の対象となる「指定難病」の医療費受給者 2,192 人、従来の「特定疾患」の医療費受給者の 12 人の合計値となっています。

### 平成 25 年度から、難病が障害の範囲に加わりました！

これまで制度の谷間にあった難病ですが、障害者総合支援法の施行により、平成 25 年度から障害の範囲に加わることになりました。それに伴い、障害福祉サービスの利用など、制度的な支援が受けられるようになります。障害福祉サービスの対象となる難病については、平成 27 年1月から 130 疾病が 151 疾病に、同年7月からは、332 疾病に拡大されました。

また、医療費助成の対象は、平成 27 年1月から 56 疾病が 110 疾病に、同年7月からは、306 疾病に拡大されました。

難病患者が適切に支援に結びついていくよう、このような制度変更を積極的に周知していく必要があります。

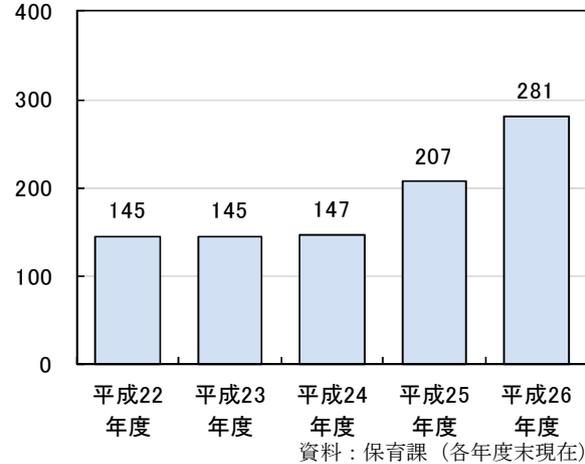
## 2 障害のある子どもの状況

### (1) 障害児保育の状況

本市では、平成 25 年度から市立保育園全園に障害児保育の実施を拡大しています。

障害児保育利用人数は継続的に増加しており、特に全園拡大以降、利用人数が急増しています。

■障害児保育利用人数の推移  
(人)

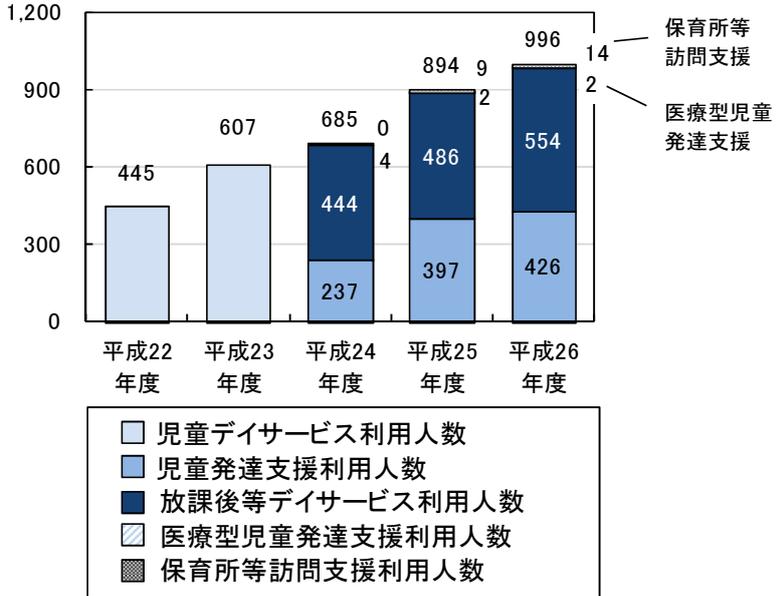


### (2) 児童発達支援等利用者の状況

平成 22 年度の児童福祉法の改正により、従来の児童デイサービスが児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービスに再編されるとともに、新たに保育所等訪問支援が創設されました（平成 24 年 4 月 1 日より施行）。

本市では、医療型児童発達支援の利用人数は横ばいとなっており、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の利用人数は増加しています。

■児童発達支援等利用人数の推移  
(人)

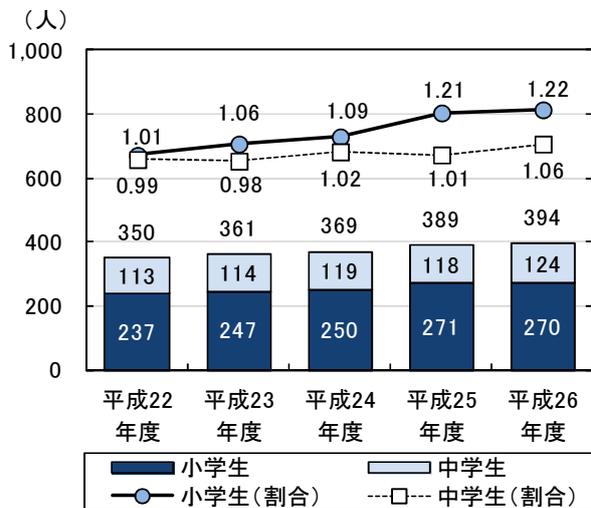


### (3) 特別支援学級、特別支援学校通学者の状況

特別支援学級、通級指導教室の通学者数は年々増加しています。特別支援学級通学者の市内全児童生徒数に占める割合の増加率は、中学生に比べて小学生が高くなっています。

特別支援学校の通学者数も増加しており、中でも一宮東特別支援学校の通学者の割合が大きくなっています。平成26年4月からは、一宮東特別支援学校、佐織特別支援学校（愛知県愛西市）のマンモス化解消のためにいなざわ特別支援学校が新設されたため、一宮東特別支援学校の通学者が減少しています。また、学部別にみると、高等部への通学者が多くなっています。

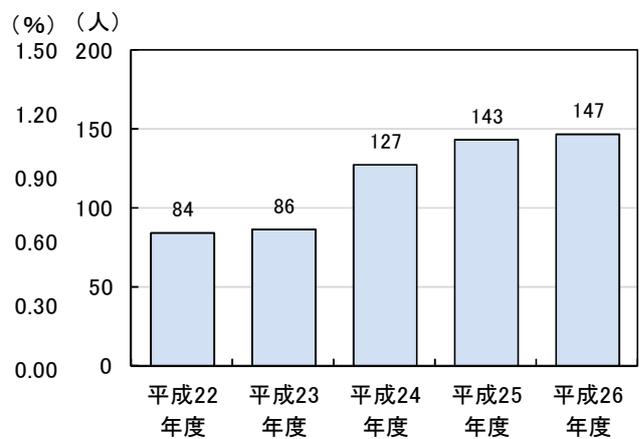
■特別支援学級通学者数の推移



資料：学校教育課（各年度5月1日現在）

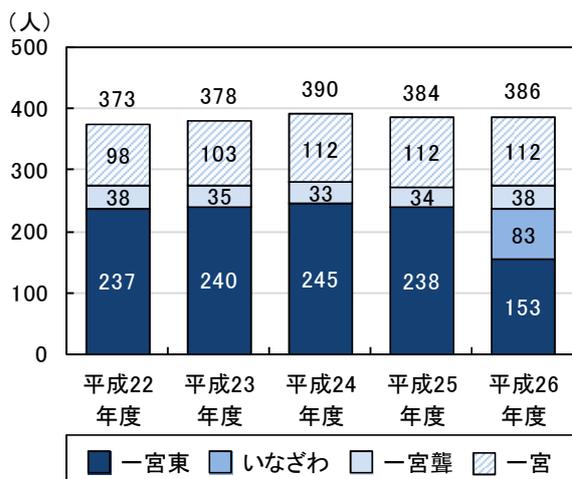
※小中学生の割合は、市内全児童生徒数に占める割合

■通級指導教室通学者数の推移



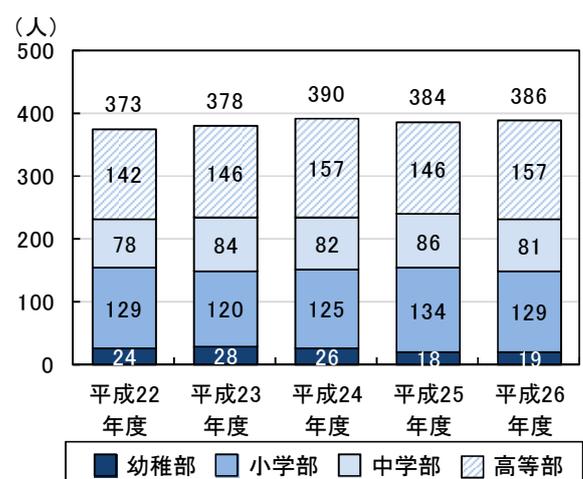
資料：学校教育課（各年度5月1日現在）

■特別支援学校通学者数の推移(学校別)



資料：福祉課（各年度5月1日現在）

■特別支援学校通学者数の推移(学部別)



資料：福祉課（各年度5月1日現在）

※特別支援学校通学者数は、各学校へ福祉課が開きとり、一宮市在住の児童生徒のみ集計

## 「特別支援学級」「通級指導教室」「特別支援学校」とは

平成19年4月から、児童生徒等の障害の重度・重複化等に対応した適切な教育を行うため、従来の盲・聾・養護学校の制度から、複数の障害種別を対象とすることができる特別支援学校の制度に転換されました。また、小中学校における従来の特殊学級は特別支援学級に改称されることになりました。

**特別支援学級**…小中学校において、特別な支援が必要な児童生徒のために置かれる学級のこと

**通級指導教室**…通常の学級に在籍する障害のある児童生徒に対して、1週のうち1～8時間程度、特別支援教育を行う教室のこと

**特別支援学校**…視覚障害、聴覚障害、知的障害のある児童生徒、肢体不自由及び病弱な児童生徒を対象とした学校で、幼稚部、小学部、中学部、高等部を置くことができる。

### ■一宮市及び近隣の主な特別支援学校

学校名	幼稚部	小学部	中学部	高等部	対象児童生徒
一宮東特別支援学校		○	○	○	知的障害のある児童生徒
いなざわ特別支援学校		○	○	○	知的障害のある児童生徒
一宮聾学校	○	○	○	○	聴覚障害のある幼児児童生徒
一宮特別支援学校	○	○	○	○	肢体不自由の幼児児童生徒

### 3 障害のある人の就労の状況

尾張西部障害者就業・生活支援センターの実績の推移をみると、知的障害のある人への支援が多くなっています。就職件数は支援対象者数の増加に伴い、いずれの障害でも増加しています。

また、就労後の相談・支援件数は、特に精神障害のある人で増加しています。

特別支援学校卒業生の一般就労の割合は減少傾向で推移しており、近年は3割程度と低調です。一方で、福祉的就労の割合は増加しています。

工賃の推移をみると、就労継続支援A型、就労継続支援B型ともに増加傾向にあるものの、国・県平均と比較すると低くなっています。

■尾張西部障害者就業・生活支援センターの実績の推移(稲沢市の実績も含む)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度			平成24年度	平成25年度	平成26年度
身体障害	支援対象者(人)	60	59	69	相談・支援件数(件)		264	266	206
	就職件数(件)	3 (5.0%)	3 (5.1%)	4 (5.8%)	職場定着支援(件)		8 (3.0%)	10 (3.8%)	23 (11.2%)
知的障害	支援対象者(人)	226	216	253	相談・支援件数(件)		1,156	1,114	1,409
	就職件数(件)	24 (10.6%)	28 (13.0%)	39 (15.4%)	職場定着支援(件)		70 (6.1%)	74 (6.6%)	114 (8.1%)
精神障害	支援対象者(人)	156	149	198	相談・支援件数(件)		789	933	1,091
	就職件数(件)	9 (5.8%)	20 (13.4%)	17 (8.6%)	職場定着支援(件)		32 (4.1%)	30 (3.2%)	51 (4.7%)

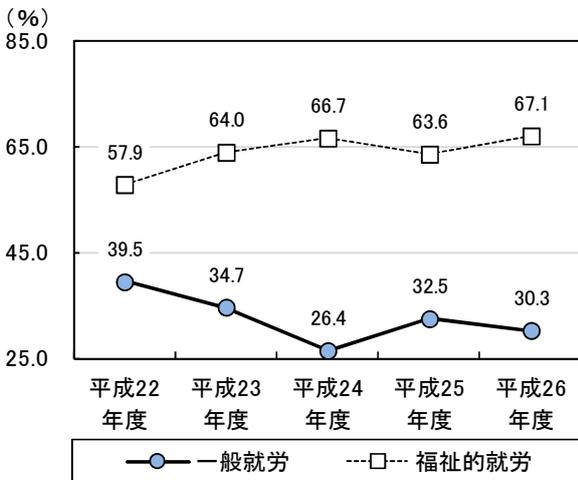
※ ( ) 内は就職率を示す

※ ( ) 内は支援件数割合を示す

※相談・支援件数は就労後の相談・支援を表す

資料：尾張西部障害者就業・生活支援センター

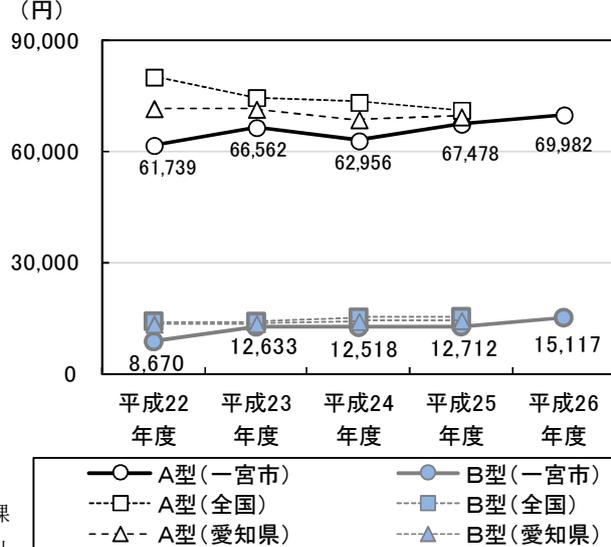
■特別支援学校卒業生の就職率の推移



資料：福祉課

※各学校へ福祉課が聞きとり、一宮市在住の児童生徒のみ集計

■工賃の推移(月平均 国・県比較)



資料：福祉課

※関係機関へ福祉課が聞きとり集計

## 障害のある人の就労って？

障害のある人の就労形態は、一般就労と福祉的就労の二つに大別されます。一般就労とは一般企業との雇用契約に基づき働くこと、福祉的就労とは障害の特性に応じた支援を受けながら障害者福祉施設等で働くことを言います。

障害のある人が権利を尊重されながら生きがいを持って生活していくためには、仕事の場が確保されていることが大切です。

国では、障害者優先調達推進法の制定、法定雇用率の引き上げ、工賃向上計画など、障害のある人の就労促進と雇用定着に向けた各種法制度の整備が進められています。

## 尾張西部障害者就労・生活支援センターとは？

障害のある人の就業及び生活上の相談・助言・実習や訓練の紹介等の支援を総合的に行う機関です。

対象地域である一宮市、稲沢市に在住している障害のある人であれば、障害の種別を問わず、誰でも利用することができます。

### 主な提供サービス

- 就労相談
- 就職準備支援
- 就職活動支援
- 就職定着支援
- 会社を辞めるときの支援
- 生活相談

## 4 現状の課題と今後の方向性

平成19年3月に策定した一宮市障害者基本計画では、9つの柱に沿って障害者施策を進めてきました。しかし、前計画策定から約10年が経過しており、障害のある人に関する社会制度や環境は、その間に大きな変化を迎えています。

そこで、本計画の策定にあたり、従来の9つの柱にとらわれず、市の現状、国や県の動向、社会潮流を踏まえて、「障害のある人の権利の尊重について」「障害のある人に対する理解について」「相談支援・情報提供について」「健康・医療について」「障害のある子どもについて」「障害のある人の雇用・就労について」「障害のある人の地域生活について」「防災対策について」の8つの分野を設定しました。

上の8つの分野に沿って、平成26年度に実施した障害福祉計画アンケートや、平成27年度に実施した団体・事業所に対するアンケート調査、施策・事業の進捗状況の内部評価をもとに、一宮市の障害のある人を取り巻く現状・課題と、今後の方向性を取りまとめた結果は、次の通りです。

### 各種調査の概要

#### ○障害福祉計画アンケート調査

調査対象：一宮市在住で、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの手帳を所持している人、自立支援医療等の手続きをしている人

配布数：1,500人（回収率54.9%）

調査時期：平成26年9月

#### ○団体・事業所に対するアンケート調査

調査対象：一宮市で活動する障害者団体（11団体）、障害福祉サービス提供事業所（42事業所）

調査時期：平成27年7月

## （1）障害のある人の権利の尊重について

### 市民や団体、事業所の声

#### 【障害福祉計画アンケート調査】

- ・成年後見制度の認知度は3割弱と低い。
- ・利用の円滑化に向けては、費用負担の軽減や、相談窓口の明確化が求められている。

### 【団体・事業所アンケート調査】

- ・障害者権利条約や障害者差別解消法について、市民にわかりやすく伝えていくことが必要である。
- ・成年後見制度の利用促進に向け、わかりやすく簡単な仕組みを整えてほしい。また、広報・周知が一層必要である。
- ・財産管理がうまくいっていない場合も多く、管理体制の整備のための仕組みが必要となっている。
- ・障害のある人の介護者への支援や、地域の見守りの目づくりをすることで、虐待防止対策を強化していく必要がある。

## 一宮市の状況

### 【施策・事業の進捗状況の内部評価】

- ・成年後見制度利用支援事業の利用人数は、平成24年度は4人、平成25年度は3人、平成26年度は8人。社会福祉協議会が窓口となる日常生活自立支援事業の利用人数は、平成25年度は85人、平成26年度は79人

### 全国的な動向

- ・障害者虐待防止法の制定
- ・国の障害者基本計画(第3次)に新規分野として「差別の解消及び権利擁護の推進」が追加
- ・障害者差別解消法の制定
- ・障害者権利条約の批准

## 今後の方向性

- ★障害者権利条約の批准を踏まえ、合理的配慮についての理解の浸透を図っていくことが必要となっている。
- ★判断能力が不十分な人の利益を守る成年後見制度等の利用の円滑化が求められている。
- ★虐待の未然防止や、早期発見・早期対応への体制の整備が必要となっている。

## 基本目標1 >>> 障害のある人の権利の尊重

### 施策

- ・合理的配慮の理念の浸透
- ・障害のある人の権利擁護の推進

## (2) 障害のある人に対する理解について

### 市民や団体、事業所の声

#### 【障害福祉計画アンケート調査】

- ・「差別や嫌な思いをしたことがある」割合は全体で 15.8%、療育手帳所持者が特に多い。
- ・差別をされた場所は、外出先と回答している人が多いものの、学校や仕事場といった、普段の生活の場となっている場所を回答している人も多い。

#### 【団体・事業所アンケート調査】

- ・障害のある人が、どのように障害と向き合いながら励んでいるかを紹介する広報紙をつくるなど、コミュニケーションツールを深めてほしい。
- ・精神障害や知的障害、内部障害など、目に見えない障害に対する理解が進んでいない。
- ・すべての小学校で、障害のある子どもと同世代の子どもとの交流を行うべきである。子どもの頃から、ハンディキャップを持っている人の存在を知り、近隣で生活していることが当たり前であるという意識を育ててほしい。
- ・障害者団体において、活動メンバーの固定化や高齢化が課題となっている。

### 一宮市の状況

#### 【施策・事業の進捗状況の内部評価】

- ・平成 26 年度の広報紙において、障害のある人の就労に関するコラムを掲載(福祉課)
- ・毎年、障害者理解啓発講演会をテーマを変え実施しており、その中で障害特性に応じた援助方法等について、市民に周知している。また、聴覚障害のある人とのコミュニケーション方法などについても、手話通訳派遣事業等の情報を広報紙に掲載し、周知を図っている。(福祉課)
- ・市内全小中学校において福祉実践教室を実施。障害のある人の講演会や、車いす、手話、点字、盲人ガイド、要約筆記、アイマスク体験などの体験学習を実施(社会福祉協議会、学校教育課)
- ・市職員を対象とし、障害者福祉施設等におけるボランティア研修等を実施(人事課)
- ・ボランティアセンターにより、支援が必要な人とボランティアのマッチングを行っている。(社会福祉協議会)
- ・ボランティア養成講座を実施し、人材育成を図っている。(社会福祉協議会)
- ・障害のある人やその家族が自主的に他の市民との交流事業を実施する場合に、団体への補助や後援を行っている。(福祉課)



### 全国的な動向

・障害者総合支援法に規定する地域生活支援事業に、理解促進研修・啓発事業が追加

### 今後の方向性

- ★障害についての理解を深めていくため、福祉教育や啓発活動の推進、障害の有無に関わらず交流できる機会の充実が必要となっている。
- ★障害者支援を行う団体の活動継続・充実への支援が必要となっている。



## 基本目標2 >>> 障害のある人への理解の浸透

### 施策

- ・障害についての理解を深める啓発活動の推進
- ・福祉教育の推進
- ・関係団体やボランティア、当事者団体への支援

### (3) 相談支援・情報提供について

#### 市民や団体、事業所の声

##### 【障害福祉計画アンケート調査】

- ・悩みや困りごとの相談については家族などの身近な存在にする人が多く、専門的な相談機関を利用する人は少ない。
- ・情報の入手先として広報紙をあげる人が多い。

##### 【団体・事業所アンケート調査】

- ・相談支援体制は充実されつつあるが、そのネットワーク化や情報共有体制が課題である。
- ・民生委員、日常的に交流のない人や組織に、自分から相談するのは難しい。普段から相談、利用している障害者福祉施設等から支援につながっていく体制が必要である。
- ・計画相談のスタッフ一人あたりのケース数が多量になっている。
- ・セルフプランの人は制度を知らない人も多くいる。必ず専門の人を通して各事業所の特徴やサービスの種類を理解した上で利用してもらいたい。
- ・介護職員不足が深刻化してきている。市主導による一宮市内で働いてもらえる福祉人材の育成のための施策が必要である。
- ・ICT化により障害のある人への情報が一定程度伝わっている一方で、視覚・聴覚障害のある人への情報発信の仕組みがさらに充実していくとよい。
- ・どのような障害福祉サービスや地域生活支援事業があるのか、最新の情報を当事者や家族が知る仕組みを充実させたい。
- ・情報のバリアフリーについても進めてほしい。
- ・高次脳機能障害は対象者も少ないため、特に理解が進んでいないと感じる。

#### 一宮市の状況

##### 【統計データ】

- ・自立支援医療(精神通院)受給者が増加している。
- ・難病患者が増加している。

##### 【施策・事業の進捗状況の内部評価】

- ・平成 18 年度時点では障害者相談支援センターが1か所であったが、平成 24 年度から現在の6か所体制となり、平成 25 年度から新たに障害者基幹相談支援センターも設置している。(福祉課)
- ・相談支援専門員の資格が体系づけられ、相談支援の実施にあたっては、研修を受けた有資格者が配置されている。(福祉課)
- ・市内6か所の障害者相談支援センターのほか、サービス等利用計画の作成支援を行う事業所が7か所あり、専門的な相談支援体制が整いつつある。(福祉課)

### 【施策・事業の進捗状況の内部評価】

- ・一宮市障害者自立支援協議会を設置し、障害者基本計画や障害福祉計画の評価と事業の推進・充実を図っている。また、個別支援会議や連絡会においてケース検討を行っている。（福祉課）
- ・一宮市障害者自立支援協議会の中に相談支援連絡会を置き、平成 22 年度より、毎月事例検討会を実施している。（福祉課）
- ・障害のある子どもの相談支援については、中核となる療育サポートプラザチャイブと児童発達支援センターいずみ学園があり、そのほか障害のある子どもの相談支援事業所が 11 か所に増えている。（福祉課）
- ・市ウェブサイト障害のある人の福祉サービス一覧や申請書等をダウンロードできるように掲載し、情報収集を支援している。（福祉課）

### 全国的な動向

- ・障害者自立支援法の一部改正により、発達障害が障害の範囲に追加
- ・障害者自立支援法の一部改正により、障害者基幹相談支援センターの設置を新たに義務化
- ・障害者自立支援法の一部改正により、サービス等利用計画作成の対象者が大幅に拡大
- ・障害者総合支援法に基づき、難病が障害の範囲に追加

### 今後の方向性

- ★相談支援体制の充実とともに、窓口の周知や、相談員の資質向上、支援側のネットワーク化が求められている。
- ★情報提供体制の整備と、情報のバリアフリー化が必要となっている。
- ★手帳を所持していない障害のある人への情報提供、支援体制の確立が必要となっている。

## 基本目標 3 >>> すき間のない相談支援・情報提供体制の整備

### 施策

- ・相談支援体制の整備
- ・関係機関のネットワーク化の推進
- ・情報提供体制の整備と情報のバリアフリー化の推進
- ・手帳非所持者への情報提供等の支援

## (4) 健康・医療について

### 市民や団体、事業所の声

#### 【団体・事業所アンケート調査】

- ・幼児期から成人期にわたり、トータル的な医療を確保していくことが大切。
- ・発達障害支援センターが不足している。医療機関と連携できる支援センターがない。

### 一宮市の状況

#### 【統計データ】

- ・高齢化が進行している中で、身体障害のある人が増加している。
- ・精神的な病気を抱えている人が増加している。

#### 【施策・事業の進捗状況の内部評価】

- ・計画相談を通じ、障害のある人の診療についてもあわせて情報提供している。(福祉課)
- ・こころの健康づくりに関する講演会の開催、市民健康まつりでの心の相談コーナーの開設、こころの健康づくりに関するリーフレットの作成、市ウェブサイトにおける「こころの健康度自己評価票」掲載などにより啓発に努めるほか、街頭活動でチラシ等の配布をしている。(健康づくり課)
- ・自立支援医療(精神通院)の制度において、主治医の指導のもとデイケアが必要である場合には、医療費助成の対象としている。(福祉課)

### 今後の方向性

- ★障害の発生予防、重症化防止のための健康づくりへの意識づけが必要となっている。
- ★こころの健康づくりの啓発が必要となっている。
- ★継続的な医療を受けるための経済的負担の軽減が必要となっている。

## 基本目標4 >>> 健康づくりと医療費助成の推進

### 施策

- ・障害の発生予防と早期発見に向けた健康管理への支援
- ・こころの健康づくりの促進
- ・医療費助成の推進

## (5) 障害のある子どもについて

### 市民や団体、事業所の声

#### 【障害福祉計画アンケート調査】

- ・障害のある子どもに必要な支援について、「一人ひとりの発達にあわせた適切な療育支援」が最も高くなっている。

#### 【団体・事業所アンケート調査】

- ・療育支援施設の定員が不足しており、必要な支援が受けられていない子どもがいる。
- ・療育支援施設から保育園、保育園から小学校(特別支援学校も含めて)への伝達手段が有効活用されていないと思う。
- ・障害児保育が全園で実施されており、ありがたい。加配の人数が園ごとにばらつきがあるため、統一してもらえるとよい。
- ・特別支援教育に携わる指導者の専門性が不足していると感じる。
- ・障害児保育をしていて困っていることなど、具体的に話し合える機会をつくってほしい。また、話し合いの機会に連携を取ってほしい。

### 一宮市の状況

#### 【統計データ】

- ・子どもの数全体が減っている中で、支援が必要な子どもは増加している。

#### 【施策・事業の進捗状況の内部評価】

- ・ハイリスク妊婦については、妊娠中から電話・面接・家庭訪問等で関わり、出産に向けて支援している。(健康づくり課)
- ・乳幼児健康診査は高い受診率を維持しており、未受診児に対しては電話・面接・家庭訪問で発達を確認している。(健康づくり課)
- ・担当保健師が健診事後教室を経て心身障害児母子通園施設・一宮児童相談センター・医療機関を紹介し、適切な療育につながるよう支援している。(健康づくり課)
- ・発達面での支援が必要な乳幼児と保護者に対して、集団の場で保育・療育支援を行う心身障害児母子通園施設は、市内4か所あり、保育士・言語聴覚士等の専門職からの支援が受けられるようになっている。そのうち、チューリップ教室、はとぼっぼは、平成18年度から、指定管理者制度により施設を管理運営している。(福祉課・保育課)
- ・平成21年度に療育サポートプラザチャイブ、平成24年度に児童発達支援センターいずみ学園を創設(知的障害児通園施設「いずみ学園」を児童発達支援センターに移行)(福祉課)

### 【施策・事業の進捗状況の内部評価】

- ・支援者が変わっても一貫してスムーズな支援ができるよう、サポートブックを作成(福祉課)
- ・関係機関との情報共有のための会議を定期的実施している。(各関係機関)
- ・障害児処遇検討会を年4回実施(構成メンバー:愛知県心身障害者コロニー、一宮児童相談センター、一宮保健所、通園施設、医療機関、児童発達支援センターいずみ学園、療育サポートプラザチャイブ、児童発達支援・放課後等デイサービス事業所、学校教育課、保育課、健康づくり課、福祉課)
- ・平成25年度から市立保育園全園での障害児保育を開始(保育課)
- ・障害のある子どもを対象とした放課後児童健全育成事業を実施し、支援員の加配などを行っている。(子育て支援課)

### 全国的な動向

- ・児童福祉法の改正により、従来の児童デイサービスが児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービスに再編され、新たに保育所等訪問支援を創設

### 今後の方向性

- ★障害の早期発見と適切な療育機関へのつながりが大切となっている。
- ★地域での療育体制の整備と、ライフステージに合わせた切れ目ない支援体制のネットワーク化が必要となっている。
- ★障害児保育、特別支援教育など、子ども一人ひとりの特性に応じた支援の充実が必要となっている。

## 基本目標5 >>> 子どもが自分らしく成長できる

### 療育・保育・教育環境の整備

#### 施策

- ・障害の早期発見と早期療育の体制の整備
- ・ライフステージに応じた切れ目のない支援に向けた支援機関のネットワーク化
- ・障害のある子どもに対する保育・教育環境の整備

## (6) 障害のある人の雇用・就労について

### 市民や団体、事業所の声

#### 【障害福祉計画アンケート調査】

- ・就労支援について必要なことは、「職場の上司や同僚に障害の理解があること」と回答している人が最も多い。また、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」と回答している人も多い。

#### 【団体・事業所アンケート調査】

- ・就労継続支援A型は増えてきているが、就労継続支援B型は不足している印象を受ける。A型へのステップアップができる施設がもっと必要である。
- ・学校卒業後の受け皿が不足している。
- ・就労意欲があっても、連日出勤できない精神障害のある人の雇用の継続が可能となるような仕組みが必要
- ・一宮市障害者自立支援協議会等でも話題になっている「ぷれジョブ」の取組みを引き続き推進していけるとよい。
- ・「福祉マルシェ i・愛・逢マーケット」は好評であるため、空き店舗を利用するなどして、常設販売ができるようになるとよいと思う。
- ・一般企業に対して、元気に働く障害のある人の姿を知ってもらえる機会をつくり、雇用の促進につなげたい。
- ・企業側の障害に対する理解の低さが課題である。
- ・特例子会社の誘致等、障害のある人の雇用機会を拡大してほしい。
- ・障害のある人が働くことに慣れたり、職場の人が障害について理解できるよう、短期間の付き添いサービスをつくるとより就労が促進されるかと思う。

### 一宮市の状況

#### 【統計データ】

- ・特別支援学校卒業生の就職率は低調となっている。
- ・工賃は増加傾向にあるが、国・県と比較すると低い。

#### 【施策・事業の進捗状況の内部評価】

- ・ハローワーク一宮に、市内在住の障害のある人を新規で常用雇用した事業主に対して、「一宮市障害者特別雇用奨励金制度」のチラシを配布するように依頼（経済振興課）
- ・市ウェブサイトや広報紙による奨励金の周知（経済振興課）
- ・尾張西部障害者就業・生活支援センターが平成20年4月1日に開設されており、センターを中心に尾張西部圏域における就労系事業所、労働局、ハローワーク、職業能力開発校、相談支援事業所、特別支援学校が意見交換を行っている。（福祉課）

### 全国的な動向

- ・障害者優先調達推進法の制定
- ・法定雇用率の引き上げ
- ・工賃向上計画の実施

### 今後の方向性

- ★福祉的就労の場の充実と、工賃アップ、障害者就労施設等の製品の販路拡大に向けた取り組みが必要となっている。
- ★障害特性に応じた就労の場の拡大が必要となっている。
- ★雇用側に対する理解の浸透が必要となっている。

## 基本目標6 >>> 障害のある人の雇用・就労の支援

### 施策

- ・障害のある人の就労支援
- ・障害のある人の就労の定着に向けた支援
- ・障害者就労施設等における工賃の確保

## (7) 障害のある人の地域生活について

### 市民や団体、事業所の声

#### 【障害福祉計画アンケート調査】

- ・今後暮らしたい場所として「自宅」と回答している人が多い。
- ・介護する家族の年齢は65歳以上が約4割を占めており、介護家族の高齢化が進んでいる。
- ・地域生活で必要なこととして「経済的な負担の軽減」が最も多くなっている。

#### 【団体・事業所アンケート調査】

- ・精神障害のある人が地域で安心して暮らせるための拠点をつくってほしい。生活支援員の確保も大切である。
- ・グループホームが不足しているため、整備促進のための支援がほしい。
- ・住みなれた家で生活したい。介護保険のようにわかりやすい仕組みで、住宅改修ができるとうい。
- ・重度障害のある人に対するバリアフリーが進んでいない。設備だけでなく、様々な活動についてもそう感じる。
- ・介護している家族の心身の負担を軽減するため、ピアカウンセリングをはじめてほしい。
- ・公共交通機関は障害のある人にとって利用しやすいものではないため、専用の移動支援がもっとあるとうい。
- ・社会参加をするための福祉バスの休日運行などがあるとよい。
- ・車いす利用者や、介助が必要な障害のある人が参加できる場が少ない。おむつ交換用のベッドの設備が整っているところが少ないため、参加したくても躊躇している。
- ・東京オリンピックもあるため、スポーツへの関心を深める機会がほしい。

### 一宮市の状況

#### 【施策・事業の進捗状況の内部評価】

- ・居住施設について、障害者相談支援センター、障害者基幹相談支援センターにおいて、様々な情報を共有、提供している。また、個別支援会議や、運営会議においても困難事例として意見交換を行い、居住施設の確保に努めている。(福祉課)
- ・公民館の建替えにあわせてバリアフリー化(多目的トイレ、スロープ、エレベーターなど)を進めている。(生涯学習課)
- ・手話奉仕員養成研修事業を開始(福祉課)

### 全国的な動向

- ・国の障害者基本計画(第3次)に新規分野として追加された「行政サービス等における配慮」に、「選挙等における配慮等」の内容が盛り込まれている。
- ・地域生活支援拠点の設置が求められている。

### 今後の方向性

- ★障害のある人の地域生活の支援として、住まいの場や支援拠点の整備が必要となっている。
- ★住み慣れた自宅で暮らし続けるための、住宅改修、在宅福祉サービスなどの整備・充実が必要となっている。
- ★地域生活のための経済的負担の軽減が必要となっている。
- ★選挙の投票についての支援や、行政サービス等における配慮を推進していく必要がある。
- ★障害のある人の社会参加に際して、物理的、心理的なバリアフリー化を推進していく必要がある。
- ★介護家族の心身の負担の軽減に向けた取組みが必要となっている。
- ★社会参加を促進するための移動支援の充実が必要となっている。
- ★障害のある人が参加できる生涯学習やスポーツなどの内容精査や、参加しやすくなる仕組みづくりが必要となっている。

## 基本目標7 ≡≡≡ 障害のある人の地域生活を支える支援の充実

### 施策

- ・ 住まいの場の充実
- ・ 日常生活を支えるサービスの充実と利用の円滑化
- ・ 人にやさしいまちづくりの推進
- ・ 障害のある人の社会参加への支援
- ・ 経済的な安定に向けた支援
- ・ 余暇活動の支援

## (8) 防災対策について

### 市民や団体、事業所の声

#### 【団体・事業所アンケート調査】

- ・災害対策を行っている事業所は8割強となっているが、他団体と連携した避難体制は取られていないところが多い。
- ・災害時要援護者の登録をしているが、事前にスムーズに連絡、連携が取れるかといった避難訓練のようなものができるとうい。
- ・集団生活が苦手な障害のある人が避難所で生活しやすいよう、福祉避難所の設置や、障害特性を理解した支援員の配置が必要
- ・障害のある人が安心して集まることのできる避難所の数を増やしてほしい。
- ・医薬品のストックを十分な量確保してほしい。

### 一宮市の状況

#### 【施策・事業の進捗状況の内部評価】

- ・平成 22 年度より災害時要援護者支援制度(大規模災害時に一人や家族の助けだけでは避難できない人が、地域で見守ってくれる人に支援を依頼し、その情報について市に登録している制度)を開始している。(福祉課)
- ・市民に対する出前講座で、要望に応じ、災害時要援護者支援制度についての説明を実施している。(福祉課)
- ・防災備蓄倉庫が未設置の指定避難所に対し、毎年4か所ずつ設置し、車いす対応の仮設トイレ等の防災用品を配備している。(危機管理室)
- ・社会福祉法人が運営する社会福祉施設等を福祉避難所として使用するため、各法人と協定を結んでいる。(福祉課)
- ・避難所を巡回し、避難した人の健康状態の確認、健康相談を行う体制を整備している。状況に応じて、愛知県に心のケア専門チームの派遣を要請している。(健康づくり課)

### 全国的な動向

- ・国の障害者基本計画(第3次)に新規分野として「安全・安心」が追加
- ・平成23年3月に発生した東日本大震災や、今後の大規模災害の想定により、一人ひとりの防災への関心が高まっている。

### 今後の方向性

- ★災害に対する意識づけと備えが必要となっている。
- ★避難行動要支援者の把握と支援体制の確立が必要となっている。
- ★障害のある人の避難生活における心身の負担軽減に向け、福祉避難所の設置促進や、避難所における配慮が必要となっている。

## 基本目標8 >>> 災害時における障害のある人への支援

### 施策

- ・防災意識の向上
- ・避難行動要支援者の把握と支援体制の確立
- ・避難所生活への配慮

## 1 計画の基本理念

前計画では、「ノーマライゼーション」「リハビリテーション」「インテグレーション」を包括するものとして、「だれもが人格と個性を尊重し支え合う共生のまち一宮」を基本理念に掲げて、市民とともに障害者施策を推進してきました。平成27年3月に策定された「第4期一宮市障害福祉計画」においても同理念が継承されており、本市が障害者施策を進めるにあたって根幹をなす考え方となっています。

そこで、本計画においても、引き続き同理念を継承し、障害のある人もない人も、誰もが同じ一宮市民として、お互いに一人の人間として尊重し合い、支え合い、地域の中で共に育ち、いきいきと暮らせるまちをめざします。

### ■基本理念

**だれもが人格と個性を尊重し支え合う共生のまち 一宮**

## 2 重点戦略

第4期一宮市障害福祉計画では、アンケート調査結果や、国の法整備、制度改正に基づき、「権利擁護の推進と虐待・差別の防止」「児童発達支援体制の強化」「自立して生活ができる住まいの確保」の3つを重点戦略に設定しています。

本計画策定に際して実施した団体・事業所アンケート調査においても、以上の3つを重視する声は多く聞かれており、重点的に取り組んでいく必要があります。また、障害福祉計画は障害者基本計画に内包されるものであり、両計画が足並みを揃えて障害者施策を推進する必要があることから、本計画においても、第4期一宮市障害福祉計画を踏まえた重点戦略を設定します。

### 重点戦略1 権利擁護の推進と虐待・差別の防止

#### 基本目標1 障害のある人の権利の尊重

##### 施策1 合理的配慮の理念の浸透

取組み 「広報紙などによる情報提供」「障害者差別解消法についての講演会の開催」

##### 施策2 障害のある人の権利擁護の推進

取組み 「成年後見制度の利用促進」「日常生活自立支援事業の利用促進」  
「虐待の防止と早期発見」

### 重点戦略2 児童発達支援体制の強化

#### 基本目標5 子どもが自分らしく成長できる療育・保育・教育環境の整備

##### 施策1 障害の早期発見と早期療育の体制の整備

取組み 「児童発達支援センターを中心とした療育支援体制の充実」  
「障害のある子どもについての相談・支援体制の整備」

### 重点戦略3 自立して生活ができる住まいの確保

#### 基本目標7 障害のある人の地域生活を支える支援の充実

##### 施策1 住まいの場の充実

取組み 「住まいの場の確保のための支援」

### 3 施策の体系

#### 基本理念

だれもが人格と個性を尊重し支え合う共生のまち 一宮

#### 重点戦略

1 権利擁護の推進と虐待・差別の防止

2 児童発達支援体制の強化

3 自立して生活ができる住まいの確保

#### 基本目標

1 障害のある人の権利の尊重

#### 施策

- 1 合理的配慮の理念の浸透
- 2 障害のある人の権利擁護の推進

2 障害のある人への理解の浸透

- 1 障害についての理解を深める啓発活動の推進
- 2 福祉教育の推進
- 3 関係団体やボランティア、当事者団体への支援

3 すき間のない相談支援・情報提供体制の整備

- 1 相談支援体制の整備
- 2 関係機関のネットワーク化の推進
- 3 情報提供体制の整備と情報のバリアフリー化の推進
- 4 手帳非所持者への情報提供等の支援

4 健康づくりと医療費助成の推進

- 1 障害の発生予防と早期発見に向けた健康管理への支援
- 2 こころの健康づくりの促進
- 3 医療費助成の推進

5 子どもが自分らしく成長できる療育・保育・教育環境の整備

- 1 障害の早期発見と早期療育の体制の整備
- 2 ライフステージに応じた切れ目のない支援に向けた支援機関のネットワーク化
- 3 障害のある子どもに対する保育・教育環境の整備

## 基本目標



## 基本目標

## 1 障害のある人の権利の尊重

## 施策1 合理的配慮の理念の浸透

わが国で平成26年1月に批准された障害者権利条約は、「障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進すること」を目的としています。障害のある人の権利の実現のためには、一人ひとりの正しい理解と、それに基づく行動が欠かせません。

障害者差別解消法の理念の浸透を図るとともに、合理的配慮についての事例収集等の研究を進め、市民の合理的配慮の実践を促進します。

取組み	内容	担当課等
【重点】 広報紙などによる 情報提供	● 障害者差別解消法の内容や理念についての理解浸透を図るため、広報紙等、多様なメディアを活用した啓発活動を推進します。	福祉課
【重点】 障害者差別解消法 についての講演会 の開催	● 広く市民に、法の理念の周知を図るため、合理的配慮など障害理解についての講演会を開催します。 ● 講演会には手話通訳、要約筆記者を配置するなど、誰でも参加しやすい環境づくりに努めます。	福祉課

## いろいろな合理的配慮を考えてみよう

合理的配慮とは、障害のある人が権利を確保・尊重されながら生活していくために必要な配慮(過度な負担を伴わないもの)のことです。

例えば  
…

- ・読み上げソフトに対応した、ウェブサイトを作成する(視覚障害)
- ・会議や研修などで、休憩時間をこまめにとる(精神障害)
- ・手話や筆談などで対応する(聴覚障害)
- ・手に届く範囲にパンフレット等をおく(身体障害)

等

合理的配慮を提供していくためには、施設のバリアフリー化などハードの整備も大切ですが、障害のある人に対する理解、共生の思いが根底にあることが不可欠です。また、どのような配慮が合理的であるかは、障害の特性や本人の意思、置かれた環境によっても異なってきます。事例を単純に当てはめるのではなく、障害のある本人やその介助者との対話、コミュニケーションの中で、その人に合った最大限の配慮をしていくことが大切です。

**施策2****障害のある人の権利擁護の推進**

全国的に、障害のある人に対する虐待事案が課題となっています。虐待は、障害のある人の心と身体を深く傷つける人権侵害であり、慎重かつ迅速な対応を進めるとともに、根絶に向けた取組みを強化していく必要があります。また、障害のある人の権利の尊重に向けては、財産管理や契約の代行など、判断能力が十分でない人の保護・支援の取組みが重要です。

成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用促進、虐待防止についての周知、早期発見のための関係機関との連携強化を進め、障害のある人の権利擁護対策を充実します。また、そのための福祉人材の確保・育成に努めます。

取組み	内容	担当課等
【重点】 成年後見制度の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●判断能力が十分でない人の権利を守る成年後見制度について、本人や家族、支援者などに対し、制度の周知を図ります。</li> <li>●成年後見センターの設置に向けた検討を行います。</li> </ul>	福祉課
【重点】 日常生活自立支援事業の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●判断能力が十分でない人の権利を守るため、本人との契約に基づく日常生活自立支援事業について、制度の周知を図ります。</li> </ul>	社会福祉協議会
【重点】 虐待の防止と早期発見	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障害のある人への虐待の早期発見と適切な対応のため、一宮市障害者基幹相談支援センター（虐待防止センター）を中心として関係機関の連携・情報共有体制を強化します。</li> <li>●市民やサービス提供事業所、企業等に対して、虐待防止に関する啓発活動を行うとともに、虐待発見時の通報義務について周知を行います。</li> </ul>	福祉課

## 基本目標

# 2 障害のある人への理解の浸透

### 施策1 障害についての理解を深める啓発活動の推進

共生社会の実現のためには、地域に暮らす誰もが、障害についての正しい知識を持ち、助け合い・支え合う地域づくりを進めていくことが大切です。

広報紙や講演会等様々な機会を通じた広報・啓発活動により、市職員も含めた市全体に、障害に対する理解の浸透を図ります。

取組み	内容	担当課等
広報紙等による障害についての知識の普及	● 障害に関する正しい知識の普及のため、広報紙への特集コーナーの掲載など、多様なメディアを活用した広報・啓発活動を推進します。	福祉課
市民に対する講演会	● 障害に関する正しい知識の普及のため、講演会を開催し、理解啓発を進めます。	福祉課
市職員に対する研修	● 市職員の障害に対する理解を深めるため、研修などを実施します。	人事課
障害者週間の周知	● 12月3日から9日が障害者週間であることをPRし、広報紙などを活用してその普及に努めます。	福祉課

## 施策2

## 福祉教育の推進

子どもの頃から、福祉についての理解を深め、実践力を身につけることは、子どもの豊かな人間性や生きる力につながるとともに、将来的な差別・偏見のないまちづくりの基盤となります。

小中学校や高等学校の児童生徒に対して、障害のある人とのふれあいの機会や、障害についての理解を深める学習の機会を提供することで、子どもの頃からの障害への理解の浸透を図ります。

取組み	内容	担当課等
福祉実践教室の実施	<ul style="list-style-type: none"><li>● 障害のある人とのふれあいと交流を目的に、障害のある人が講師となり、小中学生に手話・点字などを指導する福祉実践教室を実施します。</li><li>● 福祉実践教室の参観などにより、若手講師の育成を行います。</li></ul>	社会福祉協議会
福祉推進校事業の実施	<ul style="list-style-type: none"><li>● 福祉推進校事業補助金を活用し、小中学校及び高等学校における福祉教育を奨励します。</li></ul>	学校教育課 社会福祉協議会

### 「福祉教育」って？

福祉教育とは、福祉についての講義や体験を通して、共に助け合い、支え合って生きることの大切さを伝え、すべての子どもの豊かな人間性や共に生きる力を育むことを目的に実施する教育のことです。

福祉教育は、子どもだけを対象としているのではなく、地域住民に対する生涯学習の中にも位置づけられます。また、子どもに対して福祉意識を醸成することは、子どもを通じた保護者への啓発にもつながっていきます。

### ■福祉教育の3つのステップ



### ■福祉実践教室の開催



**施策3****関係団体やボランティア、当事者団体への支援**

障害のある人が日常生活を送る上で、ボランティアによる手助けや地域の見守りなど、公的なサービス以外の部分での支援が重要となります。

ボランティアの育成や当事者団体への活動支援を充実し、障害者福祉を推進する担い手の裾野を広げます。また、各種イベントの実施や障害のある人と障害のない人との交流機会の拡大を図り、障害に対する正しい理解につなげます。

取組み	内容	担当課等
ボランティアセンターの機能強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ボランティア養成講座の実施により、障害者福祉を推進する人材を育成します。</li> <li>● ボランティアセンター運営委員会の活性化を図るため、作業部会の設置を検討します。</li> <li>● ボランティアコーディネート機能の強化を図るとともに、広報紙やウェブサイト等で周知を行い、ボランティアの効果的なマッチングを行います。</li> <li>● ボランティアコーディネーターに、有資格の専任職員の配置を検討します。</li> <li>● 社会福祉協議会を中心として、ボランティア団体と障害者団体との連携を強化します。</li> <li>● 出張ボランティア講座を開催します。</li> </ul>	社会福祉協議会
市内行事における交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障害のある人と小中学生、ボランティア、市民との交流を高めるために開催されている各種イベントやふれあい事業などの充実を図ります。</li> </ul>	学校教育課 社会福祉協議会
障害者団体への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障害のある人及びその家族などの団体活動を支援し、障害のある人とない人との交流を図ります。</li> </ul>	福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障害のある人やその家族が参加できる研修や学習の機会を充実します。</li> </ul>	社会福祉協議会

## 基本目標

# 3 すき間のない相談支援・情報提供体制の整備

## 施策1 相談支援体制の整備

いつでも気軽に相談できる体制が整備されていることは、障害のある人が地域生活を送るにあたり、最も大切なことの一つです。

相談窓口の利用の円滑化や相談員の資質の向上、人員の確保により、総合的な相談支援体制の強化を図ります。

取組み	内容	担当課等
総合的な相談支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none"><li>●一宮市障害者基幹相談支援センターを中心に、相談支援や情報提供などを行う相談支援事業の充実を図ります。</li><li>●相談窓口の周知により、誰もが相談しやすい体制を整備します。</li></ul>	福祉課
ケアマネジメントの人員の確保と質の向上	<ul style="list-style-type: none"><li>●障害に対する理解や専門知識の向上など、相談支援専門員、支援員、ホームヘルパーなどの資質向上を図ります。</li><li>●サービス等利用計画を作成する人材の適切な育成を行うことにより、地域におけるケアマネジメント体制の充実を図ります。</li></ul>	福祉課

### 一宮の障害福祉

#### 一宮市障害者基幹相談支援センター

平成25年度に一宮市社会福祉センター(思いやり会館)内に、一宮市障害者基幹相談支援センターを設置しました。市内に6か所ある一宮市障害者相談支援センターが、障害のある人やその家族への直接的な支援を行うのに対し、一宮市障害者基幹相談支援センターでは地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務を実施しています。

#### ■一宮市障害者基幹相談支援センター



## 施策2

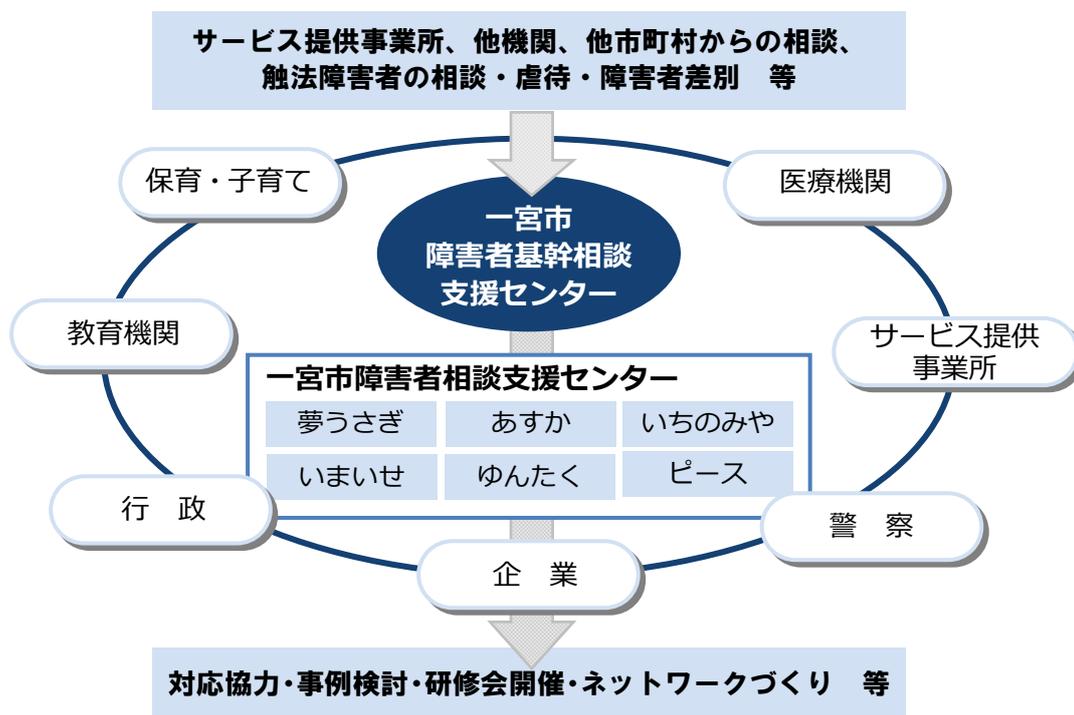
## 関係機関のネットワーク化の推進

障害のある人の抱えている悩みや問題は多様であり、ケースに応じた柔軟な対応が求められます。

関係機関との情報共有・連携体制の強化により、より有機的なネットワークを構築し、多様なケースへの対応力を高めます。

取組み	内容	担当課等
一宮市障害者自立支援協議会の機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>●一宮市障害者自立支援協議会の開催により、関係機関との情報共有・連携体制の強化を図ります。</li> <li>●必要に応じて部会や連絡会を設置し、個別のケースについてきめ細やかに対応できる体制を整えます。</li> </ul>	福祉課
関係機関との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>●一宮市障害者基幹相談支援センターを中心に、市内各相談支援事業所が、サービス提供事業所やその他関係機関と連携を図ることにより、多様な相談に対応できる体制を整備します。</li> <li>●各種窓口で受け付けた相談について、関係部署と連携を取りながら、情報を共有して相談に対応します。</li> </ul>	健康づくり課 福祉課 生活福祉課 高年福祉課 介護保険課 子育て支援課 保育課 青少年育成課 いずみ学園 学校教育課

### ■一宮市障害者基幹相談支援センターを中心とした相談支援のネットワーク



### 施策3

### 情報提供体制の整備と情報のバリアフリー化の推進

障害者施策は制度改正が多いこともあり、障害のある人が生活に必要な最新情報を入手、整理することが困難であるという課題があります。

障害のある人に対し、福祉サービスや経済的な負担の軽減にかかる助成金等、必要な情報についての効果的な情報提供を行います。また、障害を理由に情報の入手に困難を感じることがないように、情報通信技術（ICT）を活用した情報提供など、情報提供手段の多様化を図ります。

取組み	内容	担当課等
情報提供手段の多様化	● 障害のある人やその介護者などの情報収集を支援するため、多様な媒体を活用しながら、積極的な情報提供を進めます。	福祉課

**一宮市の障害福祉**

**福祉のしおりの発行**

一宮市の保健・医療・福祉の各種サービスを紹介する福祉のしおりを毎年発行しています。

福祉のしおりは、市ウェブサイト上でも公開しています。

### 施策4

### 手帳非所持者への情報提供等の支援

中途障害の人や、平成25年4月から障害の範囲に加わった難病患者については、福祉サービスなどを円滑に利用できるような情報提供の充実が必要です。

多様な媒体による福祉サービス等の周知を進めるとともに、関係機関との連携により、利用の円滑化を図ります。

取組み	内容	担当課等
難病患者への支援	● 市ウェブサイトや広報紙を通じて難病患者に福祉サービス等の周知と利用の促進を図ります。 ● 一宮保健所と連携し、特定医療費（指定難病）の周知を図ります。	福祉課
手帳非所持者への支援	● 発達障害のある人や高次脳機能障害のある人、自立支援医療受給者などで、手帳を所持していない人に対して、福祉サービス等の周知と利用の促進を図ります。	福祉課

## 基本目標

# 4 健康づくりと医療費助成の推進

### 施策1 障害の発生予防と早期発見に向けた健康管理への支援

健康に対する意識を高め、障害の発生を予防するとともに、重症化の抑制のため、早期発見・早期治療につなげることが重要です。

健康管理に対する個人の意識の醸成や、保健師や医療機関、保健所等との連携・協力体制の強化により、障害の発生予防と早期発見を推進します。

取組み	内容	担当課等
ハイリスク妊産婦に対する支援	<ul style="list-style-type: none"><li>● 障害の発生予防と早期発見を図るため、ハイリスク妊産婦に対する援助体制を強化します。</li></ul>	健康づくり課
乳幼児健康診査の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>● 障害や疾病の早期発見のため、乳幼児健康診査の受診率の向上に努めるとともに、健康診査・事後指導の充実を図ります。</li><li>● 障害の発見後は、一宮児童相談センター、医療機関などと連携し、的確な相談指導や治療機関の紹介などを行う体制づくりに努めます。</li></ul>	健康づくり課
健康管理・事故防止に関する啓発	<ul style="list-style-type: none"><li>● 窒息、誤飲、転倒・転落等の事故を原因とした子どもの障害の発生を防ぐため、子どもの事故防止について周知・啓発を推進します。</li><li>● 障害の発生や要介護状態の原因となる疾病を予防するため、健康増進の取組みや、健康の自己管理に向けた啓発を行います。</li></ul>	健康づくり課
保健師等への研修の実施	<ul style="list-style-type: none"><li>● 保健師を対象に、障害に対する理解を深めるため、研修を実施します。</li></ul>	健康づくり課

## 施策2

### こころの健康づくりの促進

近年、精神疾患を有する患者数は急増しており、平成23年には精神疾患が4疾病に追加され、重点的に対策を進める方針が示されるなど、こころの健康についての対策は一層強化が求められています。

こころの健康づくりについての啓発や相談支援の充実により、うつ等の予防、自殺対策を推進します。

取組み	内容	担当課等
こころの健康づくりの啓発	<ul style="list-style-type: none"><li>● 講演会の開催やリーフレットの作成により、こころの健康づくりについての啓発を行います。</li><li>● 市ウェブサイトにてこころの健康度自己評価票を掲載し、こころの健康についての気づきを促します。</li><li>● 街頭啓発活動でチラシ等の配布を実施します。</li></ul>	健康づくり課
こころの健康についての相談支援	<ul style="list-style-type: none"><li>● 市民健康まつりにおいて、精神保健福祉相談員による心の相談コーナーを開設し、相談支援を行います。</li></ul>	健康づくり課

## 施策3

### 医療費助成の推進

障害のある人の身体にかかる負担を少しでも軽減するため、医療ケアを充実する必要があります。

必要なときに必要な医療を受けられるよう、医療費の助成など経済的負担の軽減を図ります。

取組み	内容	担当課等
心身障害者医療費の助成	<ul style="list-style-type: none"><li>● 身体・知的・精神に障害のある人に対し医療費（保険診療分）の自己負担額を助成します。</li></ul>	保険年金課
自立支援医療費の助成	<ul style="list-style-type: none"><li>● 18歳以上の身体障害者手帳所持者に対し、その障害を除去または軽減し、日常生活能力の回復を図るために更生医療を給付します。</li><li>● 18歳未満で身体に障害のある児童またはそのまま放置すると将来障害を残す児童に対し、障害を除去または軽減するために育成医療を給付します。</li><li>● 精神疾患で継続的な通院医療を受ける人に対し、精神通院医療を給付します。</li></ul>	福祉課

## 基本目標

# 5 子どもが自分らしく成長できる

## 療育・保育・教育環境の整備

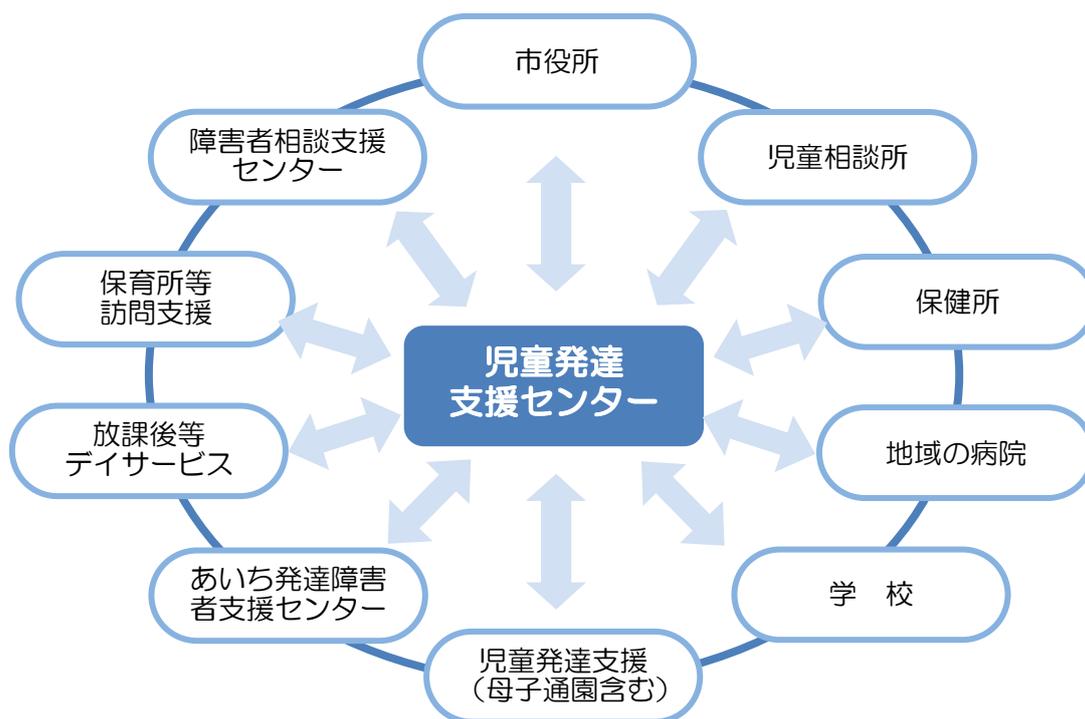
### 施策1 障害の早期発見と早期療育の体制の整備

障害のある子どもの成長・発達には、早期からの療育支援が重要です。医療機関や保育園といった、子どもの成長を見守る機関における発見機能を強化していく必要があります。また、保護者の障害に対する情報不足や受容のしづらさから療育の開始が遅れるといった課題も出ているため、より敷居の低い相談窓口やきっかけづくりが必要です。

児童発達支援センターを中心とした療育支援体制を整備するとともに、保護者の理解と精神的なケアも含めた相談支援体制を充実します。

取組み	内容	担当課等
障害の早期発見と早期療育につながる仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>●乳幼児健康診査において障害の早期発見に努め、支援が必要な人が健診事後教室や、療育機関等を円滑に利用できる環境づくりを進めます。</li> </ul>	健康づくり課
【重点】児童発達支援センターを中心とした療育支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障害のある子どもが、心身の発達に応じて、健全な社会生活を営むことができるよう、児童発達支援センターを中心として、関係機関と連携を図りながら療育支援・地域支援を充実します。</li> <li>●よりきめ細やかな対応を行うため、児童発達支援センターの複数化を検討します。</li> </ul>	健康づくり課 福祉課 子育て支援課 保育課 いずみ学園
【重点】障害のある子どもについての相談・支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障害のある子どもがより適切な環境の中で療育支援が受けられるよう、児童発達支援センターいずみ学園等での相談指導體制の充実を図ります。</li> <li>●心身障害児母子通園施設等で行われている支援の充実を図ります。</li> </ul>	健康づくり課 福祉課 子育て支援課 保育課 いずみ学園
おもちゃ図書館の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●小学校入学前のすべての子どもを対象とした「おもちゃ図書館」において、おもちゃを通じた豊かな遊びの機会と友だちづくりの場を提供するとともに、保護者同士の情報交換の場としても活用します。</li> </ul>	社会福祉協議会

■児童発達支援センターを中心とした障害のある子どもに対する支援ネットワーク



一宮の障害福祉

児童発達支援センターいずみ学園

児童発達支援センターいずみ学園は、児童福祉法に基づく福祉型児童発達支援センターです。発達にかたよりや遅れのある子どものための通園施設で、一人ひとりの特性にあわせた心身の発達の促進や、保護者への養育支援を図ることを目的としています。

また、地域支援として、発達の気になる子どものための療育相談、保育所等訪問支援及び障害児相談支援（計画相談）を行っています。

主な支援内容

- 児童発達支援事業
- 療育相談事業
- 保育所等訪問支援事業
- 障害児相談支援事業



## 施策2 ライフステージに応じた切れ目のない支援に向けた支援機関のネットワーク化

子どものライフステージの変化により支援機関が変わる際に、子どもの成育歴を正確に引き継いでいくことが大切となります。

関係機関の密接な連携を図り、子どもの情報の共有体制を強化します。

取組み	内容	担当課等
療育に関わる機関の連携による切れ目のない支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>療育に関わる保健センター、保育園、通園施設、医療機関、一宮児童相談センター、愛知県心身障害者コロニー、学校などの関係機関のネットワーク化を図ります。</li> <li>学校教育と保育、医療支援の一貫性を確保するため、関係機関の情報交流の充実に努めます。</li> </ul>	健康づくり課 福祉課 子育て支援課 保育課 いずみ学園 学校教育課

## 施策3 障害のある子どもに対する保育・教育環境の整備

障害のある子どもが、自分の能力に応じて自分らしく生活するためには、子どもの個性を理解し、適切な支援を行うことができる保育・教育環境の整備が重要です。

保育・教育に関わるすべての人の資質向上を図るとともに、関係機関の連携を強化し、正しい理解のもと適切な支援が行える体制を整備します。

取組み	内容	担当課等
障害児保育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>市立保育園全園における障害児保育を継続して実施します。</li> <li>障害のある子どもの発達に即した保育環境を提供します。</li> </ul>	保育課
障害のある子どもへの就学相談の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害のある子どもの特性や能力、保護者の意見を尊重した、適切な就学相談、教育支援を実施します。</li> </ul>	学校教育課
特別支援教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別支援教育コーディネーターの役割を強化し、個別教育支援の充実に努めます。</li> <li>特別支援学級などの児童に、言語訓練を実施します。</li> <li>特別支援学級の児童生徒の創作活動の成果を発表して、学習意欲の向上を図るため、教育展を開催します。</li> </ul>	学校教育課

取組み	内容	担当課等
障害のある子どもの放課後の居場所づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障害のある子どもを対象にした放課後児童クラブを継続して実施します。</li> <li>● 各小学校区にある放課後児童クラブでは、障害のある子ども等を対象に、よりきめ細やかな対応を行うため、支援員の加配を行います。</li> </ul>	子育て支援課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業所に対して、様々な特性に対応できる放課後等デイサービスの提供を働きかけ、障害のある子どもの生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流を促進します。</li> </ul>	福祉課
教職員等の障害への理解を深める研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保育士、教職員等を対象に、障害のある子どもに対する理解を深めるための研修を実施します。</li> <li>● 児童発達支援センター及び保育園の障害児担当保育士や特別支援学級の教師を対象とした専門的な研修の充実を図ります。</li> <li>● 教職員等の研究・研修機会を拡充し、指導内容の向上と、児童生徒の教育・療育相談内容の充実を図ります。</li> </ul>	保育課 いずみ学園 学校教育課
就学時における宿泊学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 教師と児童生徒が寝食を共にする共同生活を通して、生活全般にわたる指導に資する宿泊学習の経費を補助します。</li> </ul>	学校教育課

## 一宮市の障害福祉

### 一宮市の特別支援教育

一宮市では、発達障害（LD、ADHD、自閉症スペクトラム等）のある児童生徒に教育的支援を行うための特別支援教育体制づくりとして、関係機関と連携しながら様々な取組みを進めています。

#### ■発達障害のある児童生徒への対応の充実

##### 1 特別支援教育連携協議会の開催

教育、福祉、医療など関係機関が連携を図り、一宮市の特別支援教育のあり方を協議する。

##### 2 特別支援教育推進事業

- ① 特別支援教育推進委員会の設置
  - ・ 研修会の開催
  - ・ 広報活動の推進
  - ・ コーディネーターの資質向上
- ② 巡回相談員（精神科医など）の派遣
- ③ 特別支援協力員の配置
- ④ 一宮市教育センターの教育アドバイザーによる相談活動

## 基本目標

# 6 障害のある人の雇用・就労の支援

### 施策 1 障害のある人の就労支援

障害のある人の就労に向けては、自分の個性と能力に応じた多様な就労形態があることが重要です。

本人の希望に応じた就労ができるよう、就労支援の充実を図るとともに、就労体験などの取組みにより職業能力の向上を図ります。また、一般企業に対して、障害者雇用助成制度の周知などにより、障害者雇用に対するインセンティブを付与し、障害のある人の雇用の受け皿の拡大を図ります。

取組み	内容	担当課等
一般就労への移行支援	<ul style="list-style-type: none"><li>● 障害のある人の専門的・総合的な就業指導、就業講習などを行う愛知県障害者職業センターなどの活用を促進し、障害のある人の就業を支援します。</li><li>● 尾張西部障害者就業・生活支援センターを中心として、尾張西部圏域における就労系事業所、労働局、ハローワーク、職業能力開発校、相談支援事業所、特別支援学校との連携・情報交換を推進します。</li><li>● サービス提供事業所に対して就労の移行支援に対する取組みを働きかけ、一般就労への移行を推進します。</li></ul>	福祉課
福祉的就労の場の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>● 一般就労が難しい人のために、自立と社会経済活動への参加に向け、必要な訓練及び就労の場の提供を行います。</li></ul>	福祉課
障害者雇用助成制度等の周知	<ul style="list-style-type: none"><li>● 国や県、関係機関と連携し、事業主に対する障害者雇用を促進する各種助成制度などの周知を図るとともに、理解を深めるため啓発活動を推進します。</li><li>● 障害のある人を雇用した事業主に対し、障害者特別雇用奨励金を支給します。</li></ul>	経済振興課
雇用拡大の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>● 市内企業に対して、障害のある人の雇用について周知を行い、障害者雇用を促進します。</li></ul>	福祉課
就労体験の取組み	<ul style="list-style-type: none"><li>● 障害のある子どもが職業能力を身につけられるよう、地域の商店や企業等での職場体験を支援します。</li></ul>	福祉課

## 施策2

### 障害のある人の就労の定着に向けた支援

一般就労に向けた支援は充実されつつあるものの、就労が実現した後のサポートが不十分であるために、様々な原因により障害のある人が働き続けることが難しくなってしまうケースが多くなっています。

就職後も安心して働き続けられるためのサポートを充実するとともに、職場全体に対する障害特性の理解の浸透を図り、働きやすい職場環境の整備を進めます。

取組み	内容	担当課等
就職後の相談・支援の充実	●尾張西部障害者就業・生活支援センターが中心となり、就職した後も職場内のトラブルや悩みごとの相談に応じ、継続して働けるようにサポートします。	福祉課
働きやすい職場環境の整備に関する周知	●障害のある人が安心して働けるよう、職場のバリアフリー化や、障害特性についての理解の浸透など、ハード、ソフトの両面から推進します。	福祉課

## 施策3

### 障害者就労施設等における工賃の確保

障害のある人の経済的な安定に向けては、雇用の場の確保とあわせて、工賃の向上や、障害者就労施設等の製品の販路拡大を行うことが必要です。

障害者優先調達推進法に基づいた庁内での優先調達の仕組みの構築とともに、障害者就労施設等の製品の販売機会の拡大を図り、障害のある人の自立と経済的な安定を支援します。

取組み	内容	担当課等
優先調達の推進	●障害者就労施設等からの物品等の優先調達拡大に向け、庁内各課へ働きかけるとともに、一元的な受注システムについて検討します。	財政課 契約課 福祉課
販路の拡大	●一宮市内における障害者就労施設等で作られた製品の販売機会を増やし、障害のある人の工賃の確保を図ります。	福祉課

### 福祉マルシェ i・愛・逢マーケット

障害者自立支援協議会就労支援部会が主催となり、「福祉マルシェ i・愛・逢マーケット」を月1回2日間開催し、一宮市内の障害者就労施設等で作成された製品を販売しています。

障害のある人の工賃アップだけでなく、障害のある人とない人との交流の中で、障害者理解を深める場としての役割も担っています。



## 基本目標

# 7 障害のある人の地域生活を支える支援の充実

### 施策1 住まいの場の充実

住まいの場は、地域生活において基盤となるものであり、障害のある人の親亡き後の生活の場の確保のためにも、グループホーム等の整備は喫緊の課題となっています。

グループホームの整備や、住宅のバリアフリー化などにより、自立して生活できる住まいの確保を推進します。また、地域生活の安定に向け、地域生活支援の拠点となる施設を整備します。

取組み	内容	担当課等
【重点】 住まいの場の確保 のための支援	<ul style="list-style-type: none"><li>● 障害のある人の生活拠点となるグループホーム等の整備を支援します。</li><li>● 入居支援を必要とする障害のある人に対し、広域で調整しながら、居住施設の確保に努めます。</li><li>● 障害特性に合わせた支援ができる支援者の育成を検討します。</li><li>● 市有地等を活用したグループホームの整備を検討します。</li></ul>	福祉課
居住環境の改善支援	<ul style="list-style-type: none"><li>● 障害のある人が住みやすい住宅の普及のために、住宅整備資金の融資の活用を促進します。</li></ul>	社会福祉協議会
	<ul style="list-style-type: none"><li>● 安全で快適な生活環境を確保するため、現在の住まいの段差解消など住宅環境の改善を行う場合に、住宅改修費の給付を行います。</li></ul>	福祉課
	<ul style="list-style-type: none"><li>● 市営住宅の施設修繕などにあわせ、障害のある人が利用しやすくなるような改築・改修を行います。</li></ul>	建築住宅課
拠点機能の整備	<ul style="list-style-type: none"><li>● 障害のある人が地域で安心して生活できるよう、居住支援と地域支援の一体的な機能を持った地域生活支援拠点を整備します。</li></ul>	福祉課

### 地域生活支援拠点とは

第4期障害福祉計画に係る国の基本指針において、地域生活支援拠点等の整備が新たに盛り込まれており、「地域生活支援拠点等(地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。)の整備について、平成29年度末までに市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備する」となっています。

地域生活支援拠点は相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性(人材の確保・養成、連携等)、地域の体制づくり等の機能を持つ拠点であり、本市においても、平成29年度末までの整備を予定しています。

## 施策2 日常生活を支えるサービスの充実と利用の円滑化

障害のある人の在宅生活に向けては、日常生活の便宜を図るサービスの提供が必要です。

支援が必要な人が、その人にとって必要なサービスに円滑に結びつくよう、情報提供と利用に向けた支援を行います。

取組み	内容	担当課等
障害福祉サービス等の円滑な利用に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"><li>● 障害福祉サービスや地域生活支援事業などについて、市ウェブサイトや広報紙等を利用して情報提供を行い、事業の周知を図ります。</li><li>● 一宮市障害者基幹相談支援センター等では、常に制度や福祉サービス等の情報収集を行い、最新情報が提供できるようにします。</li></ul>	福祉課
日常生活用具等の給付と事業の周知	<ul style="list-style-type: none"><li>● 障害のある人が安定した日常生活を送れるよう、障害の特性に合わせた適切な日常生活用具等の給付と事業の周知に努めます。</li></ul>	福祉課

### 施策3

### 人にやさしいまちづくりの推進

障害のある人の地域生活に向けては、外出の際に不便を被ることがないように様々な配慮が必要です。

障害のある人の視点に立って施設の利便性を見直し、誰もが利用しやすい設備面の改善を図ります。

取組み	内容	担当課等
歩道のバリアフリー化	● 幹線道路（都市計画道路など）や生活道路の改良などにあわせ、歩道の段差解消を図ります。	道路課
建築物のバリアフリー化	● 愛知県の定める人にやさしい街づくりの推進に関する条例に基づき、住み慣れた地域の中で、生きがいや希望を持って暮らせる人にやさしい街づくりを推進します。	建築指導課

### 施策4

### 障害のある人の社会参加への支援

障害のある人が生きがいを持って地域生活を送るためには、障害のある人とない人が、同じように社会参加の機会を享受できる環境の整備が必要です。

外出時の移動支援を充実するとともに、手話通訳者や要約筆記者の配置など、情報の入手に支障が出ないための配慮を充実します。また、市政等へ市民意見を反映する選挙の機会において、障害を理由に参加が困難になることがないように配慮を進めます。

取組み	内容	担当課等
移動支援サービスの充実	● 重度視覚障害のある人、車いす使用者など移動支援の利用希望者を把握し、サービス提供の拡充に向け、事業者に働きかけます。 ● 移動支援のヘルパーの研修を進め、資質の向上を図ります。 ● 移動支援のニーズの的確な把握に努め、支援方法を検討します。	福祉課
タクシー料金の助成	● 障害のある人が地域社会で生活する上で必要な移動手段の確保のために、タクシー料金の助成を行います。	福祉課
福祉バスの運行	● 障害者団体が行う研修などのための交通手段を確保するため、福祉バスを運行します。	福祉課

取組み	内容	担当課等
自動車改造費の助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>●身体障害者手帳所持者が通勤などに使用できるよう、自ら所有し運転する自動車のハンドル・ブレーキ・アクセルなどを改造する場合に、自動車改造に要する費用の助成を行います。</li> </ul>	福祉課
手話通訳者等の配置・派遣	<ul style="list-style-type: none"> <li>●庁舎において手話通訳者を適切に配置します。</li> <li>●聴覚障害のある人の社会参加を促進するため、手話奉仕者の養成に努めます。</li> <li>●聴覚障害のある人などが、自分の意思で社会参加できるよう、手話通訳者・要約筆記者の派遣に努めます。</li> </ul>	福祉課
選挙における配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>●期日前投票や不在者投票、点字投票、代理投票など多様な投票手段について周知し、誰でも安心して投票できる環境づくりを行います。</li> <li>●選挙会場の段差の解消などバリアフリー化を進めます。</li> </ul>	行政課

**一宮の障害福祉**

**市役所窓口への手話通訳者の配置**

行政手続き等のために市役所に来庁する聴覚障害のある人を対象に、手話通訳者を配置しています。

## 施策5

## 経済的な安定に向けた支援

心身機能の維持向上にかかる医療費の増大、就労継続の困難、工賃の低さなどを背景に、経済的な困難を抱える障害のある人が多くなっています。

現在、市や国・県で実施している各種助成を引き続き行うとともに、その周知に努め、利用の円滑化を図ります。

取組み	内容	担当課等
各種手当、障害年金の給付	<ul style="list-style-type: none"> <li>●手帳所持者のうち、一部施設入所者等を除き、障害者手当の給付を行います。</li> <li>●常時特別の介護を必要とする人に、特別障害者手当等の給付を行います。</li> <li>●障害年金等を受給できない外国籍の障害のある人に外国人心身障害者福祉手当の給付を行います。</li> </ul>	福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●心身に重度の障害のある児童を監護する父母等に特別児童扶養手当の給付を行います。</li> <li>●父（母）の心身に重度の障害がある場合、児童を監護する母（父）に児童扶養手当の給付を行います。</li> </ul>	子育て支援課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●年金加入者等が加入中に病気やけがが原因で障害が発生した場合に障害年金の給付を行います。</li> </ul>	保険年金課

**施策6****余暇活動の支援**

障害のある人の生活の質の向上に向けては、生涯学習やスポーツ・レクリエーションの場に自主的・積極的に参加できる機会の確保が重要です。

事業や学習内容の見直しと、障害のある人が参加しやすい配慮により、誰もが参加できる生涯学習・文化事業の体制を整備します。また、障害者スポーツの振興を図るとともに、スポーツ大会に障害のある人が参加できる体制を整備し、心身機能の維持・向上を図ります。

取組み	内容	担当課等
障害のある人等の生涯学習機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障害のある人の生涯学習を支援する一環として、視覚障害のある人用の点字図書、音訳テープ作成などをボランティア団体の協力を得ながら進めます。</li> <li>● 障害のある人やその家族が参加できる研修、学習の機会を充実します。</li> </ul>	社会福祉協議会
障害のある人を対象とした文化事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 華道、茶道、ペーパークラフト、七宝焼、手芸、料理、健康体操など障害のある人が楽しめる文化事業を行います。</li> </ul>	福祉課
障害者スポーツの裾野を広げる取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障害者スポーツ振興に向けた支援に努めます。</li> <li>● 車いすでの参加ができるいちのみやタワーパークマラソンを開催します。</li> </ul>	スポーツ課

## 基本目標

# 8 災害時における障害のある人への支援

### 施策1 防災意識の向上

災害時に適切な行動を取るためには、平常時から防災への意識を高く持ち、避難行動や災害対応への知識を備えておくことが大切です。特に、障害のある人をはじめとする避難行動要支援者については、避難行動や避難後の生活について特別な配慮を必要とすることから、当事者はもちろん、保護者やサービス提供事業所等の支援者、身近な地域住民も含めた市民全体での知識の浸透が必要です。

防災知識についての普及・啓発の取組みを進めるとともに、避難訓練等への参加促進などにより、市全体での防災意識の向上を図ります。

取組み	内容	担当課等
防災知識の普及・啓発	● 障害のある人に対して、防災の知識の普及・啓発を行います。	危機管理室 福祉課
サービス提供事業所等に対する防災、避難訓練の実施	● サービス提供事業所等に対して、災害時に適切な避難行動が取れるよう避難訓練の実施について指導を行います。	福祉課 消防本部予防課

## 施策2

### 避難行動要支援者の把握と支援体制の確立

地震などの大規模災害時において、情報の伝達、避難誘導が適切に行われるよう、避難行動要支援者の把握と支援方法の確立、適切な情報伝達手段の構築が必要です。

避難行動要支援者の把握に努めるとともに、災害時に円滑に情報を取得できるような情報提供体制を構築します。

取組み	内容	担当課等
避難行動要支援者の把握	●災害時に支援が必要な障害のある人の把握に努めます。	福祉課
緊急時の情報伝達の支援	●地域住民と連携して、情報伝達や救助・避難の体制づくりを支援します。	福祉課

#### 市町村は、避難行動要支援者名簿を作成することが義務づけられています

平成25年6月の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者名簿の作成が市町村に義務づけられ、名簿の作成を進めています。

#### 避難行動要支援者とは？

高齢者、障害のある人、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する人(要配慮者)のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人のことを言います。

## 施策3

### 避難所生活への配慮

障害のある人の避難生活においては、障害のない人と違った困難に直面する場合があります。特に、知的障害のある人、精神障害のある人は集団生活が難しい場合も多く、また一般的に障害特性についての理解が浸透していないことなどから、避難所の生活において苦難を強いられる例が多く聞かれます。

避難所生活は、障害の有無に関わらず、多くの人々が心身の負担、ストレスを感じる人が多いため、すべての人を対象とした健康相談や心のケアを行います。また、障害のある人の特性に合わせた避難所の設置を検討します。

取組み	内容	担当課等
避難所における配慮	●避難所を巡回し、健康相談を行うとともに、状況に応じて障害のある人を含めた避難所生活における心のケアの充実を図ります。	健康づくり課
	●障害特性に応じた避難所のあり方を検討します。	福祉課

## 1 計画の推進体制

### (1) 庁内の連携体制の整備

障害者施策は、保健、医療、福祉、教育、就労、生活環境など広範囲にわたっているため、福祉課をはじめとし、幅広い分野における関係各課との連携を取りながら、総合的かつ効果的な計画の実施を図ります。

### (2) 国や県、近隣市町との連携

計画の推進にあたっては、今後の制度の改正なども重要となるため、国・県からの情報を収集しながら、制度の改正などの変化を踏まえて施策を展開します。

また、専門的な知識を要するケース、広域的な対応が望ましいものなどについては、県、近隣市町村との連携や情報交換を行い、適切な対応に努めます。

### (3) 計画の市民への周知と、団体・関係機関等との連携

障害の有無に関わらず、すべての市民が障害者福祉に関して理解を深め、合理的配慮を実践していけるよう、計画書の市ウェブサイトへの公表や概要版の配布などにより、本計画を広く市民に周知します。

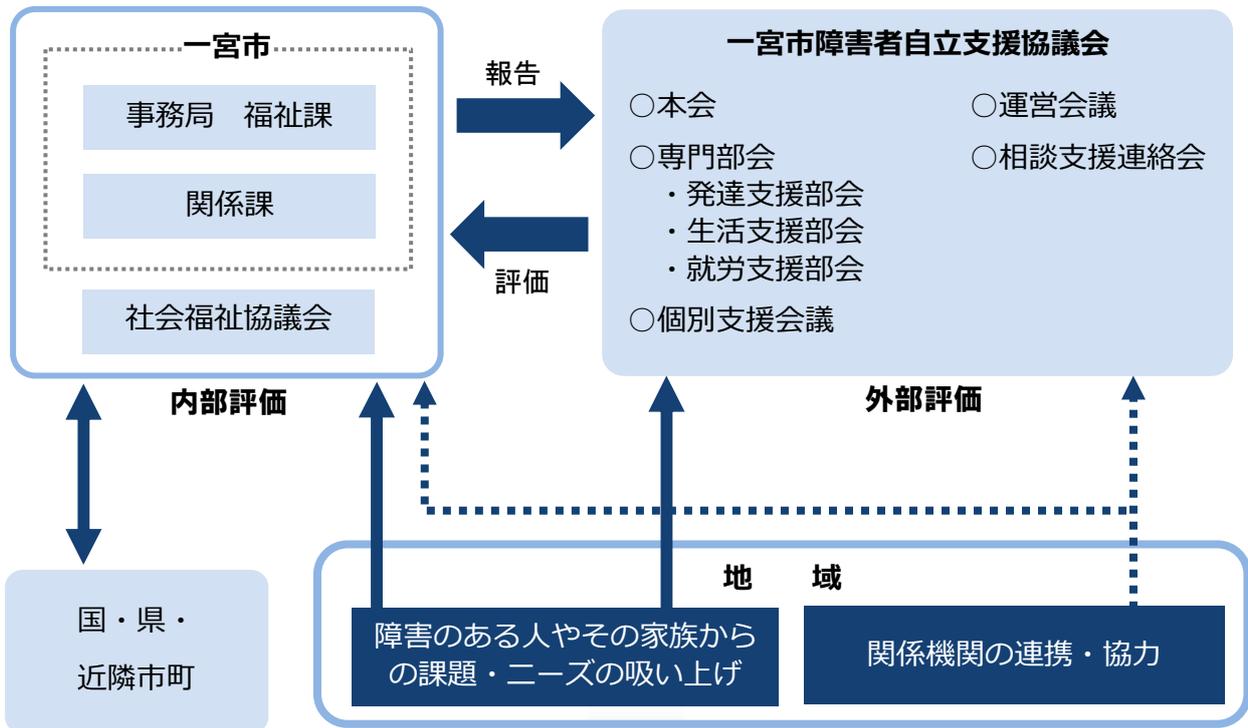
また、障害者施策の推進にあたっては、関係機関・団体などの幅広い協力を得ながら推進していく必要があるため、一宮市障害者自立支援協議会の活動等を通じた各関係機関との連携を強化し、地域における見守りや支援体制を確立します。

## 2 計画の進捗管理

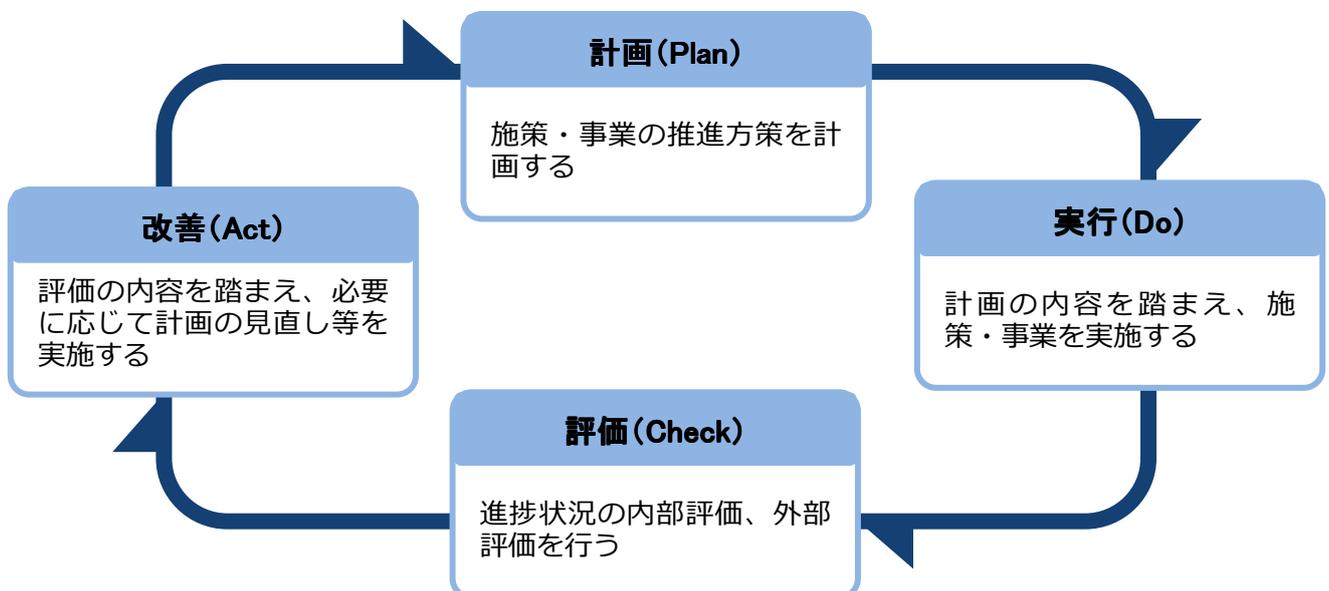
計画を着実に実行していくためには、各施策・事業の実施状況について、市民視点、当事者視点、専門的視点から毎年度定期的に点検・評価を行い、その結果を事業実施に反映させていくことが大切です。

一宮市障害者自立支援協議会を評価機関として位置づけ、当事者の視点を踏まえた計画の進捗管理と事業の改善を行います。

### ■計画の進捗管理体制



### ■計画の進捗評価イメージ(PDCA サイクル)



## 1 計画の策定体制

本計画は、「一宮市障害者基本計画策定委員会」における審議・検討を経て策定しました。また、団体・事業所に対するアンケート調査の実施、パブリックコメントの実施により、市民の意見聴取に努めました。

## 2 計画の策定経過

年月日	内容
平成 27 年 6月 30 日	第1回 第2次一宮市障害者基本計画策定委員会 ・第2次一宮市障害者基本計画の策定について ・団体・事業所に対するアンケートの実施について ・策定スケジュールについて
7月1日～ 7月24日	障害福祉サービス事業所へのアンケート調査(回収:42 事業所)
7月1日～ 7月31日	障害者団体へのアンケート調査(回収:11 団体)
8月7日	第2次一宮市障害者基本計画検討委員会 ・第2次一宮市障害者基本計画の策定について ・現行計画の施策・事業の評価の確認について ・今後の予定について
8月31日	第2回 第2次一宮市障害者基本計画策定委員会 ・現行計画の評価について ・団体・事業所に対するアンケート調査結果 ・計画骨子案について ・障害の表記について
11月10日	第3回 第2次一宮市障害者基本計画策定委員会 ・計画素案について
12月17日	第4回 第2次一宮市障害者基本計画策定委員会 ・計画素案(最終案)について ・パブリックコメントの実施について

年月日	内容
12月25日～ 平成28年1月25日	パブリックコメント実施
平成28年 2月12日	第5回 第2次一宮市障害者基本計画策定委員会 ・計画原案について ・パブリックコメントの実施結果について

### 3 一宮市障害者基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条の規定に基づく一宮市障害者基本計画を策定するため、一宮市障害者基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の事務は、一宮市障害者基本計画の策定に関し、幅広い視野と専門的な見地から意見を述べることとする。

(組織)

第3条 委員会は、22人以内の委員で構成する。

2 委員は、学識経験者、関係機関の代表、関係団体の代表、当事者、及び公募した市民とし、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、委嘱の日から同年度末とする。ただし、委員に欠員が生じた場合は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長1名及び副会長1名を置き、委員の互選によりこれを選任する。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、過半数の委員の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、福祉こども部福祉課で行う。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に

諮って決定する。

付 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行後、初めて開催する委員会は、市長が招集し、当該委員会において会長が選任されるまでの間は、市長又は市の職員が議長を務める。
- 3 一宮市障害者基本計画等策定委員会設置要綱（平成18年5月29日施行）を廃止する。

## 4 策定委員名簿

氏名	所属団体等	備考
内山 治夫	中京大学/日本福祉大学非常勤講師	会長
野田 正文	修文大学短期大学部特任教授	副会長
脇田 久	一宮市医師会理事	
今岡 勢喜	一宮市歯科医師会副会長	
近藤 靖子	一宮市薬剤師会副会長	
花谷 昌章	一宮市議会福祉健康委員会委員長	
澁谷 いづみ	愛知県一宮保健所所長	
田中 清美	愛知県一宮児童相談センター長	
纈纈 尚良	一宮市教育文化部学校教育課指導主事	
古田 繁弘	一宮公共職業安定所長	
平山 孝志	株式会社壺番屋人事総務部長	
河村 正夫	一宮市社会福祉協議会会長	
櫻井 征夫	一宮市民生児童委員協議会会長	
山田 健治	愛知県一宮警察署生活安全課課長	
井野 昭	愛知県弁護士会一宮支部弁護士	
鎌田 傳夫	一宮市身体障害者福祉協会会長	
吉田 富貴子	一宮東特別支援学校保護者会代表	
河西 光久	障害福祉サービス利用者	
北川 登	樫の木福祉会理事長	
浅井 恵美子	市民公募委員	
平田 博子	市民公募委員	
祖父江 康平	市民公募委員	

## 5 第2次一宮市障害者基本計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条に基づく一宮市障害者基本計画を策定するため、第2次一宮市障害者基本計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 障害者基本計画の策定に関すること。
- (2) 障害者基本計画に関する施策の企画、調整及び推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、障害者基本計画に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 委員会に座長を置き、座長は、一宮市福祉こども部福祉課長が務めるものとする。
- 3 座長は、委員会を総括する。

(会議等)

第4条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、座長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、必要に応じ会議に関係者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(一宮市障害者基本計画策定委員会との連携)

第6条 委員会は、次のとおり一宮市障害者基本計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)との連携を保つものとする。

- (1) 第2条に規定する所掌事項について、具体的事例に対処した場合において、その結果又は途中経過を策定委員会に報告すること。
- (2) 広く策定委員会の委員の意見を求めること。
- 2 前項第1号の報告について、策定委員会の会議を開催する暇がないときその他やむを得ないときは、当該会議の開催に代えて書面により報告することができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、福祉こども部福祉課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会議に諮り、座長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成27年7月2日から施行する。
- 2 一宮市障害者基本計画等策定に係る庁内検討委員会設置要綱(平成18年9月25日施行)は廃止する。

別表（第3条関係）

企画部	秘書広報課副主監、企画政策課副主監、人事課副主監、地域ふれあい課副主監
総務部	行政課（危機管理室）副主監、契約課副主監
市民健康部	保険年金課副主監、健康づくり課副主監
福祉こども部	福祉課副主監、高年福祉課副主監、介護保険課副主監、子育て支援課副主監、保育課副主監、いずみ学園副主監
経済部	経済振興課副主監
建設部	まちづくり課副主監、建築住宅課副主監
教育文化部	学校教育課副主監、生涯学習課副主監、スポーツ課副主監
その他	社会福祉協議会主監

## 6 用語解説

### か 行

#### 【基幹相談支援センター】

平成22年12月の障害者自立支援法の改正によって創設された、身体障害者、知的障害者、精神障害者の相談支援に関する業務を総合的に担うセンター。地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談、情報提供、助言や、地域の相談支援事業者間の連絡調整などを行う。

#### 【グループホーム】

地域で共同生活を営むのに支障のない障害のある人に、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行うサービス。

#### 【ケアマネジメント】

利用者が地域社会による見守りや支援を受けながら、地域での望ましい生活の維持継続を阻害する様々な複合的な生活課題（ニーズ）に対して、生活の目標を明らかにし、課題解決に至る道筋と方向を明らかにして、地域社会にある資源の活用・改善・開発を通して、総合的かつ効率的に継続して利用者のニーズに基づく課題解決を図っていくプロセスと、それを支えるシステム。

#### 【権利擁護】

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等が権利を侵害されることなく、自らの能力に応じてできる限り地域で自立した生活を送れるように支援すること。

## 【高次脳機能障害】

脳の損傷により生じる認知機能の障害のこと。交通事故等による頭部外傷や脳血管障害（くも膜下出血等の脳出血、脳梗塞）などによる後遺症のため、記憶障害や注意障害、感情障害などの様々な症状があらわれる。

## さ 行

### 【社会的障壁】

障害のある人が受ける制限は機能障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるとする考えに基づく、障害のある人が日常生活または社会生活において受ける制限をもたらす事物、制度。

### 【障害者虐待】

養護者による障害者虐待、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、使用者による障害者虐待のことを言い、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、放置・放任、経済的虐待の5つの類型に分けられる。

### 【障害者権利条約】

2006年（平成18年）12月に国連総会で採択された。雇用、教育、保健・医療、法的権利行使等のあらゆる面における格差をなくすため、国連加盟国に対し、市民的・政治的権利、教育を受ける権利、保健・労働・雇用の権利、社会保障、余暇活動へのアクセスなど障害者保護への取組みを求めている。わが国では「障害者の権利に関する条約」の批准書が国連に寄託され、これにより、平成26年2月19日にわが国において効力を生ずることとなった。

### 【障害者雇用促進法(障害者の雇用の促進等に関する法律)】

身体障害のある人または知的障害のある人がその能力に適合する職業に就くことなどを通じて、自立、職業の安定を図ることを目的とする法律。平成28年4月から施行される改正法では、雇用の分野における障害者に対する差別の禁止及び障害者が職場で働くに当たっての合理的配慮の提供義務を定めるとともに、障害者の雇用に関する状況に鑑み、精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加える等の措置を講ずることとなっている。

### 【障害者差別解消法(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)】

すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とし、差別的取扱いの禁止や、合理的配慮の不提供の禁止を定めた法律。

### 【障害者週間】

12月3日（国際障害者デー）から12月9日（障害者の日）までの1週間とされている。平成16年6月の障害者基本法の改正により、国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、従来の「障害者の日」（12月9日）に代わるものとして設定された。

### 【障害者自立支援協議会】

相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として設置され、地域の関係機関によるネットワーク構築などに向けた協議などを行う組織。

### 【障害者総合支援法(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)】

「障害者自立支援法」（平成17年法律第123号）の基本理念等が改正され、平成25年4月1日より施行されている「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の通称。障害者基本法の一部改正を踏まえて目的規定が改正され、基本理念が創設されるとともに、障害者の定義への難病等の追加、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などの内容が盛り込まれている。

### 【成年後見制度】

契約の締結等を代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結したりした場合、それを取り消すことができるようにするなど、知的障害、精神障害、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度のこと。

## た 行

### 【点字投票】

視覚障害のある人が、投票用紙に点字を打って投票できる方法のこと。

### 【特別支援教育】

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

### 【特別支援教育コーディネーター】

小・中学校又は特別支援学校等において関係機関との連携協力の体制整備を図るために、各学校において、障害のある児童生徒の発達や障害全般に関する一般的な知識及びカウンセリングマインドを有する学校内及び関係機関や保護者との連絡調整役としてのコーディネーター的な役割を担う人のこと。

## は 行

### 【バリアフリー】

障害のある人が社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを除去するという意味。

### 【ピアカウンセリング】

当事者相談ともいう。障害のある人自身がカウンセラーとなり、実際に社会生活上必要とされる心構えや生活能力の習得に対する個別的援助・支援のこと。

### 【福祉避難所】

既存の建物を活用し、介護の必要な高齢者や障害のある人など一般の避難所では生活に支障をきたす人に対して、ケアが行われるほか、要援護者に配慮したポータブルトイレ、手すりや仮設スロープなどバリアフリー化が図られた避難所のこと。

### 【法定雇用率】

常用労働者数 50 人以上規模の企業等に対して、その雇用している労働者に占める身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が一定以上であるよう法律で定めた値のこと。企業では 2.0%、官公庁では 2.3%を超えるよう定められている。

## ら 行

### 【療育】

障害のある子どもが機能を高め、社会的に自立した生活を送れるようにするため、障害のある子どもやその家族に相談、指導、診断、検査、訓練等の支援を行うこと。



## 第2次一宮市障害者基本計画

発行：一宮市

編集：一宮市福祉こども部福祉課

所在地：〒491-8501 愛知県一宮市本町2丁目5番6号

TEL：0586-28-8100 FAX：0586-73-9124

発行年月：平成28年3月



## 第2次

# 一宮市障害者基本計画